

令和 8 年 2 月 24 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和 8 年 2 月 24 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大会 局 長	北 島 隆 英
副 知 事	関 昇 一 郎	農 政 部 長	村 山 一 善
副 知 事	新 田 恭 士	林 務 部 長	根 橋 幸 夫
危機管理部長	渡 邊 卓 志	建 設 部 長	栗 林 一 彦
企画振興部長	中 村 徹	建 設 部 リニア整備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久	会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
総 務 部 長	須 藤 俊 一	公 営 企 業 管 理 者 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	塚 本 滉 己
県民文化部 こども若者局長	酒 井 和 幸	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	松 本 順 子
環 境 部 長	小 林 真 人	教 育 次 長	清 水 寛
産 業 政 策 監	田 中 達 也	警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬	警 務 部 長	長 瀬 悠
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児	監 査 委 員	増 田 隆 志
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明		

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 事	片 桐 美 代 子
議 事 課 長	小 山 雅 史	総 務 課 主 査	東 方 啓 太
議事課企画幹兼 課 長 補 佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 任	木 下 裕 介
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 事	菊 田 彩 夏

令和8年2月24日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）おはようございます。公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、若者支援について伺います。

若者支援は、単なる福祉政策にとどまらず、人口減少対策、地域活力の維持向上、経済の活性化、教育機会の確保、孤立の防止、さらには長野県の将来を担う人材育成につながる未来への投資であると考えております。これまでも若者支援について質問しましたが、本日はこれまでの取組の経過を確認するとともに、先進自治体の事例や現場の声も踏まえ、改めて伺います。

初めに、若者の居場所づくりについて伺います。

公明党長野県青年局は、2024年に県内1,300名を超える若者を対象にアンケート調査を実施。その結果、半数近くの若者が趣味や境遇の近い人とつながれる地域コミュニティの情報提供を求めているというニーズが明らかになりました。こうした声を踏まえ、若者の居場所づくりを提案した経過があります。

県からは、若者が社会とつながる地域活動の拠点を増やすことは重要であり、市町村と連携

しながらユースセンターの設置を促進していくとの答弁をいただきました。また、今年度は、地域発元気づくり支援金において補助率をかさ上げする重点支援対象事業として推進していただきました。

そこで、お伺いします。

今年度のユースセンター設置の成果と課題に対する認識、来年度の取組についてこども若者局長に伺います。

昨年、公明党県議団で、先進的な取組を行っている県内、県外のユースセンターを視察しました。現場で感じたことや、スタッフ、ユースワーカーの声を踏まえ、何点かお伺いします。

初めに、東京文京区のユースセンター「b-l a b」についてです。2015年4月に教育センター内に開設された中高生向けの施設で、ダンスや演劇ができるホール、自習室、スポーツスペース、音楽や料理、工作ができる多目的スペースなど設備が充実しており、昨年8月の利用者は延べ3,615人と大変人気が高く、利用者は増加傾向にあります。一方で、利用者増による過密化が課題となっており、現在は多様なニーズに応えるため、既存施設とは異なる特徴を持った新たな拠点整備も検討されているとのことでした。

私が注目したのは、開設の1年前から、空間デザインや愛称、施設内容の検討に若者自身を巻き込み、丁寧な準備を重ねてきた点であります。こうしたプロセスが成功の大きな要因となり、オープン初日には100人以上が列をつくるほどの反響だったとのことでした。また、運営面では、人材などのソフト面が重要であり、親でも先生でもない、お兄さんお姉さんのような斜めの関係が子供たちにとって話しやすい環境を生み出すとの助言をいただきました。

長野県内では、茅野市のCHUKOらんどチノチノと須坂市の須坂ユースセンターの2か所を視察しました。

両施設は、放課後の居場所や仲間づくりの場、学校や家庭とは別の第三の居場所として、勉強や趣味、スポーツ、のんびり過ごす場など多様な役割を果たしており、登録者、利用者も多く、地域の若者にとって欠かせない拠点となっていると感じました。立地面でも、駅や高校の近くに設置されており、子供にとって通いやすいことが大きな利点であると実感しました。また、両センターは子供の相談場所として重要な役割を担っており、進路や学校生活、友人関係、家庭の悩み、不登校など幅広い相談が日常会話の延長で寄せられているとのことでした。

ユースワーカーは、学校や家庭とは異なる立場で子供の気持ちを尊重し、存在を肯定することと信頼関係づくりを重視して支援に当たっており、子供にとって安心できる第三のセーフティーラインとして機能しています。現代は、教員の多忙化や共働き家庭の増加などにより、学校や家庭だけでは悩みを受け止め切れない状況も見られます。そうした中、ユースセンターは、単なる居場所ではなく、信頼関係を基盤とした多機能な支援拠点として大きな意義を持つ

と感じました。なお、ユースワーカーは、子供の心理の理解や適切な距離感の保持、関係機関との連携など高度な専門性が求められる職種であることも強く認識しました。

ここで、何点か伺います。

県は、来年度もユースセンター設置拡大の支援をする予定ですが、若者のニーズに合ったユースセンターの設置ができるよう、高校生に若者の居場所についてのアンケート調査を実施して若者の居場所についての潜在的なニーズを把握し、その結果を市町村と共有し、ユースセンターの設置拡大を進めていただきたい。また、若者の自主性を発揮、尊重できるよう、準備段階から若者を巻き込みながらユースセンター設置の準備を行えるように市町村と連携を取っていただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

先ほど紹介した公明党長野県青年局が行ったアンケートにより、困り事があったときに公共機関に相談する若者の割合は僅か4%、困り事があっても行政に相談する若者が少ないという課題も浮き彫りになりました。以前、その課題の解決策として若者支援コンシェルジュを提案させていただきましたが、今回ユースセンターを視察させていただき、その役割を果たしているのはユースワーカーの存在ではないかと感じました。

また、ユースセンターの設備や機能も大事ですが、それ以上にユースワーカーの存在が重要だと感じました。ユースセンターの成功の鍵は、ユースワーカーのスキルや情熱によって決まると言っても過言ではないと思います。来年度、ユースワーカーの交流会が開催される予定となっており、ユースワーカーのスキルアップやモチベーションアップにもつながるものと期待します。

ユースワーカーは、法的な位置づけはありませんが、若者との信頼関係の構築、傾聴、対話力、ファシリテーション能力など、高度な専門性が問われます。若者の居場所、ユースセンターの設置拡大に関して、設備や機能も大事ですが、それ以上にユースワーカーの存在が重要だと考えます。ユースワーカーのスキルアップをどのようにお考えか。また、人件費の支援も検討いただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

先日、2025年の小中高生の自殺者数が532人、1980年以降で過去最多になったとの悲しい報道がありました。県内の20歳未満の自殺者数は微減の10人、関係機関の御尽力により着実に減少傾向に転じていますが、ここは子供の自殺ゼロを目指したいと思います。

その対策の一つとして、子供から様々な相談を受けるユースワーカーさんが、相談の内容によっては、子ども・若者総合相談センターや子どもの自殺危機対応チームなど専門機関の支援に速やかにつなげ、連携体制を取っていただきたいと思います。また、ユースワーカーさんにゲートキーパー研修を受けていただくなど、自殺対策としても重層的なセーフティーネットをしいていただきたいと思いますが、こども若者局長に御所見を伺います。

次に、公共交通、若者の移動の手段について伺います。

公明党青年局が行った若者が自分の住んでいる市町村の不便な点、改善が必要と思われる点は何でしょうかというアンケートの回答に、公共交通機関が少ない、公共交通機関までのアクセスが悪い、交通系 I C カードが使えないなど、現在の移動手段に不便や改善が必要とと思っている人が約35%と一番多いことが分かりました。

私も、若者と懇談をすると、公共交通機関で交通系 I C カードを使えるようにしてほしいとの要望を多く受けます。県は、来年度、地域鉄道交通系 I C カード導入支援事業補助金、県下統一地域連携 I C カード事務局運営事業費を予算計上しておりますが、いつまでに、どのようなシステムをどの範囲に普及させる御予定でしょうか。料金のチャージなどを考えると、スマートフォンで利用できるシステムは利便性が高いと考え、要望しますが、交通政策局長に御所見を伺います。

長野県は、令和 8 年度末を目途に、休日の公立中学校部活動の地域クラブ活動への完全移行を目指し、準備が進められています。地域クラブ活動への移行により、教師の負担軽減、生徒がやりたいスポーツ、文化活動を選択できる、専門性の高い指導者から教えてもらえる、自分に合うコンセプトや雰囲気ของทีมで競技ができるなど多くのメリットがあり、期待が高まる場所ではありますが、懸念もあります。

その一つが、クラブチームへの移行に伴う足の確保です。自分の望むクラブの会場が遠距離にある場合、保護者の送迎負担が発生します。最悪の場合、足の確保ができないことが理由で希望するクラブを諦めなくてはなりません。

この課題を解決するため、県は来年度から地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業を開始しますが、市町村との連携、事業の準備の状況、中学生の足の確保をどのように行っていくのか、教育長に御所見を伺います。

次に、学校給食の負担軽減について伺います。

来年度より、保護者の経済的負担軽減を図るため、公立小学校給食費の食材費の支援及び県立特別支援学校小学部・中学部の給食無償化が実施される予定であり、新たに国や県の財政負担も始まります。今後も物価の高騰が予測される中、地産地消や安心して質の高い給食を提供していただきたいと思いますが、教育長に御所見を伺います。

次に、ユースクリニックについて伺います。

中学生から20代の若者が性に関する悩みなどを相談するユースクリニックの開設が全国で60か所に広がっています。予期せぬ妊娠や恋人からの暴力、心や体の悩みや不安など、思春期の子供が家族や学校に話しにくいことを相談できる場所です。

県内では、先月、松本市内にユースクリニックまつもとが開設され、月に1回、元養護教諭

や助産師が対面で相談を受けてくれるとのこと。相談は無料で、予約も不要。無料で気軽に相談できるユースクリニックがあることで、産婦人科に抵抗を感じる世代が足を運びやすくなり、深刻な問題に早期に対処できることや、若者の孤立を防ぐためにも大切な取組だと感じます。ユースクリニックの認識及び若者の性や妊娠に関する県の相談体制の現状と今後の取組について健康福祉部長に御所見を伺います。

次に、私立高校授業料無償化による県立高校への影響について伺います。

私立高校授業料の実質無償化については、家庭の経済状況に左右されず学校選択の幅が広がり、私立高校への進学希望者が増加する可能性があると考えます。生徒一人一人の個性や適性に応じた進路選択が可能になる点は評価されるべきであります。

一方で、本県は少子化の進行により高校再編が課題となっており、私立志向の高まりによって公立高校の志願者の減少や定員割れが進むことも懸念されております。

そこで、お伺いします。

私立高校授業料無償化により、本県において、私立高校への進学動向や公立高校への影響をどのように見込んでいるのか、教育長に認識を伺います。また、志願者数の変動が生じた場合においても公立高校の教育の質を維持向上させ、魅力ある学校づくりを進めていくことが重要であります。公立高校の強みを伸ばし、質をどのように確保していくのか、教育長の御所見をお伺いします。

最後に、昨年11月定例会一般質問で、加藤康治議員から、新たな財源を確保する取組として、政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討、推進すべきと提案させていただき、阿部知事からは、今後は金利上昇にあるため、資金運用でどうやって利益を上げていくことができるのかをこれまで以上にしっかり考えていくことが重要。基金の各所管課による管理・運用は見直していく必要がある。定期監査の報告でも、基金の一括運用の検討を問題提起していただいた。基金の一括運用をしっかり検討させていただき、効率的、効果的な運用方法について、あるいは資金の有効な活用の在り方について検討、具体化していきたいとの答弁をいただきました。来年度に向け、基金の一括運用、資金の有効な活用の在り方についてどのように検討されたのか、総務部長にお伺いします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には若者の居場所づくりについて4点御質問をいただきました。

まず、今年度のユースセンター設置の成果と課題、来年度の取組についてです。

本県では、若者が安心して集い、活動したり、支援を受けられるユースセンターの設置が茅野市などの先進的な取組を行う自治体に続き進むよう、今年度、新たに元気づくり支援金の重

点支援対象事業による支援を開始しました。また、ユースセンター運営者や市町村等の関係者から成るプロジェクトチームを昨年8月に設置し、全国では多様な形で運営されているユースセンターの本県における役割、機能の整理や設置促進策の検討等を行ってまいりました。

今年度の成果としては、元気づくり支援金を活用し、須坂市や富士見町で民間団体がユースセンターを設置するとともに、松本市が来年度の設置に向け準備を進めているとお聞きしているところでございます。

一方で、プロジェクトチームによる検討の中では、ユースセンターの意義や必要性について県内関係者や県民の理解が進んでいないことや、運営で重要な役割を担うユースワーカー不足等が課題として挙げられました。このため、県では、来年度新たにユースワーカー交流会やユースセンター設立・起業セミナーの開催、ユースセンター支援団体等による相談・助言、県民向けリーフレットの制作などに関係者と連携して取り組んでまいり予定でいます。

次に、若者のニーズを踏まえた市町村と連携したユースセンターの設置についてでございます。

現在、市町村や民間等で進められているユースセンターの設置に当たっては、利用の当事者である若者のニーズを把握することはもちろん、若者自らが構想段階から主体的に関与することは、設置効果を高める上でも重要と認識しております。

県では、若者の意向把握や機運醸成等のため、令和6年11月にユースセンターをテーマに若者との意見交換会を開催しましたが、参加した高校生からは、ユースセンターの普及に期待する声等が寄せられ、県の検討や取組を後押ししていただいた経緯がございます。

今後、ユースセンターを効果的に設置促進する上で、議員御指摘の高校生を対象にしたアンケート調査等を実施し、その結果を市町村と共有することは有効な手法と考えますので、実施に向けて検討してまいりたいと思います。また、機会を捉えて若者からの意見聴取にも努めてまいります。

なお、来年度、市町村等を対象に、ユースセンター設立・起業セミナーを開催し、ユースセンターの企画段階から若者に参画してもらう手法や若者の意見を反映した運営等を扱う予定であり、市町村等と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、ユースワーカーのスキルアップと人件費の支援についてです。

ユースセンターにおいて、若者に寄り添い、その成長を支えるユースワーカーは、ユースセンターの普及及び効果的に機能させていく上で欠かせない存在です。こうしたユースワーカーのスキルアップを図ることは、若者支援の質を高めるためにも極めて重要であると認識しております。そのため、県では、来年度、ユースセンターの運営者、支援関係者及びユースワーカー等を対象にユースワーカー交流会を開催し、実践事例や課題の共有等を通じた資質の向上

に取り組んでまいります。また、ユースセンターの多くが経営面で困難を抱えていることについては十分に認識しており、民間からの支援の活用を促すなど、県としてできる対応を関係者と共に検討してまいります。

最後に、ユースワーカーへのゲートキーパー研修等の実施についてでございます。

ユースセンターは、若者が様々な活動を行う場であるとともに、気軽に立ち寄り、家庭や学校では話せない悩みを相談することができる第三の居場所でもあり、若者が抱えるリスクを早期に察知し、適切な支援につなげる予防的な機能も担うことが期待されております。

こうした機能が十分に発揮されるためには、ユースワーカーは若者が直面する様々な課題に関する知識や対応力を身につけ、子ども・若者総合相談センターや子どもの自殺危機対応チーム等の専門機関とスムーズに連携できる体制を構築することが重要と考えます。県としては、議員の御指摘も踏まえ、来年度予定している研修会の場でゲートキーパー研修の受講を勧めるなどして、ユースセンターが困難を抱える子供・若者のセーフティネットとしての機能を十分発揮されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には2点御質問をいただきました。

最初に、交通系ICカードの導入時期等についてのお尋ねです。

公共交通機関におけるキャッシュレス化につきましては、長野県公共交通活性化協議会におきまして、誰もが1枚のカードで円滑に公共交通機関を利用できる交通系ICカードの導入を進めることを決定しておりまして、県としては、全県で交通系ICカードが利用できる環境整備を促進するため、交通事業者に対して導入経費支援を実施してきたところです。

交通系ICカードの導入時期や地域につきましては、路線バスにおいては令和10年度までに40%の路線で導入することを目指しておりまして、現在長野地域で利用されているKURURUを、今年4月から、松本市や塩尻市、長和町といった自治体や、ジェイアールバス関東が運行する路線バスで利用できるよう準備を進めております。鉄道においては、事業者に対する早期導入の要望や初期投資への支援を行いまして、令和9年春には長野電鉄長野線やアルピコ交通上高地線において交通系ICカードが導入される予定です。

次に、スマートフォンで利用できるシステム整備についてであります。

交通系ICカードは、スマートフォンをお持ちでない方でも簡単に利用できるという利点がありますが、現在導入を進めているシステムはJR東日本が提供するSuicaなどとも互換性がありまして、スマートフォンアプリ「モバイルSuica」も使用できることから、利用者は交通系ICカードとスマートフォンでの決済の両方を利用できる環境となります。今後と

も交通系 I C カードの導入を促進いたしまして、誰もが円滑に公共交通機関を利用できる環境の整備に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には 3 点質問をいただきました。

まず、地域クラブ活動ライドシェアモデル実証事業についてでございます。

小規模町村が多い本県では、生徒のニーズに応えるため、複数自治体が連携して地域クラブ活動を実施しております。広域化に伴い、練習会場までの移動手段の確保が課題となっているところでございます。

このため、来年度、地域に根差した公共ライドシェアやボランティア輸送を活用したモデル事業を 4 地区で公募制により実施する予定でございます。具体的には、広域で地域クラブ活動を行う市町村に対し県が 10 人乗りワンボックス車を貸与するとともに、ドライバーへの謝金やガソリン代などの経費を負担いたします。現在、配車アプリや保険、車両の仕様などについて関係事業者から聞き取りを行うなど、必要な準備を進めているところでございます。

加えて、安全な運行体制を確保するため、道路運送法上の留意点や、ドライバー、車両の運用等について関係部局と共にガイドラインを作成し、来年度のできるだけ早い時期での事業開始を目指しているところでございます。

本事業を通して、運送の効率性や費用対効果、利用者の満足度などを総合的に検証し、市町村と連携しながら地域クラブ活動における中学生の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、安心して質の高い給食の提供についてでございます。

近年、食材費や燃料費の高騰が続く中、学校給食を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、限られた予算の中で、各学校において栄養教諭が中心となり、日々工夫を凝らして安心・安全で栄養価の高い給食を提供していると認識しております。

文部科学省が実施した令和 6 年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査によれば、学校給食における地場産物使用率は、全国平均 56.4% に対し本県は 68.1% と高い水準となっております。県教育委員会といたしましては、市町村学校給食担当者会議の開催による食育に関する情報の共有、地域ごとの栄養教諭、学校栄養職員を対象とした研修において、物価高騰に対応した献立の工夫等の横展開などに取り組んでいるところでございます。引き続き市町村教育委員会と連携し、食育を含めた安心・安全で質の高い給食が提供されるよう支援してまいります。

続きまして、私立高校授業料無償化による公立高校への影響についてでございます。

長野市を中心とする旧第3通学区及び松本市を中心とする第11通学区など都市部においてある程度の影響が生じるものと見込んでいたところでございます。令和8年度高等学校入学志願者予定数調査においてもこれらの地区で私立高校への希望者が増加しており、県立高校への進学動向にも影響が出ているものと認識しております。

県立高校は、広い県土のどの地域の生徒に対してもそれぞれが希望する学びの場を提供していることや、私立高校にはない専門学科、特色学科を配置していることが大きな強みであると認識しております。さらに、長年にわたり、地元自治体や産業界と連携し、地域を支える多様な人材の育成を担ってきたほか、都市部の伝統校においてはそれぞれが特徴ある校風を有し、国内外で活躍する人材を輩出してきた強みがございます。現在、県立高校では、特色化方針に基づき特色化を推進しており、各校における情報発信等の取組を強化し、中学生に選ばれる魅力ある県立高校をつくってまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはユースクリニックの認識及び若者の性や妊娠に関する県の相談体制についてのお尋ねでございます。

ユースクリニックにつきましては、若者が専門職に安心して相談できる取組として全国的に広がりを見せているところであり、本県においても、議員のお話の中にもあったように、松本市で民間団体による活動が始まるなど、同様の動きが見られております。こうした取組は、若者が抱える性や人間関係等の不安に対し有効な支援方法の一つであると認識しております。

本県では、これまでも若者の性や健康に関する悩みに対応するため、性と健康に関する助産師相談や保健所での成育保健相談などの相談体制を整備し、夜間相談の拡充など利用しやすい環境づくりを進めてまいりましたが、さらなる利用促進が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、今後は、若者が相談につながりやすい体制とするため、オンライン相談の導入やSNSを活用した情報提供など、より利用しやすい相談環境の充実を図るとともに、相談窓口を身近に感じてもらえるよう効果的な広報にも努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）基金の一括運用や資金の有効な活用の検討状況についてのお尋ねでございます。

昨今の金利上昇によりまして、普通預金や定期性預金の運用益も上昇傾向ではあるものの、さらなる財源確保に向けて、より運用益の大きい債券による運用の比率を高めることが重要と認識しております。

また、各所管課による基金の個別運用から県庁全体での一括運用へ変更することにより、中長期的な運用可能額が増え、債券の運用比率の上昇が期待されることから、現在導入に向け検討しているところでございます。検討の中では、基金ごとの急な資金需要を考慮した適切な運用方法や運用益の配分方法、職員の業務体制等の課題も見えてきましたので、担当部局とも連携しながら有効な運用方法について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）御答弁ありがとうございました。

若者の居場所づくりについては、設置数の拡大のみならず、準備段階から若者を巻き込むこと、ユースワーカーという人への支援を強化することが真に機能する拠点づくりになると感じています。ハード、ソフト両面から推進していただき、若者が安心して生き生きと過ごせる居場所づくりの推進をお願いします。

また、公共交通や地域クラブ活動の移動支援、給食費負担軽減、公立高校の質の確保は、いずれも将来世代への重要な投資です。これらの投資が将来長野県を担う人材への成長へとつながり、県民一人一人が自分らしく輝き、希望と活力にあふれた長野県になることを期待して、質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、毛利栄子議員

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）知事の政治姿勢について伺います。

初めに、原発再稼働についてです。

新潟県が実施した昨年9月の県民意識調査で、「東電が原発を運転することは心配」が7割になっているのに、知事が再稼働を容認し、東電は1月21日に世界最大級の柏崎刈羽原発6号機を再稼働させました。ところが、制御棒の引き抜き作業中にトラブルを起こし稼働を停止。6号機の制御棒の警報システムに不具合があったそうですが、30年前の運転開始当初からの設定ミスが原因だとのこと。核分裂反応を抑える安全の最重要設備での不具合に、専門家からも東電の運転能力に対する疑問が指摘されています。今回のトラブルは、東電に原発を運転する資格があるのか改めて問われる重大事態であり、再稼働は容認できるものではありません。

県は、地域防災計画で、原子力事業所からおおむね30キロ圏内の緊急防護措置を準備する区域ではないにせよ、福島原発事故を踏まえると、放射能の影響はかなり広範囲に及ぶことから、いざ何かあったときに備え、県民の財産、生命、健康を守る立場から、避難などについて詳細な対応計画を立てています。飯山市、野沢温泉村、栄村などは柏崎刈羽原発から50キロ圏内の地域もあり、事故が起これば影響が及ぶと懸念しています。知事は、県民の安全・安心を守る

立場から、今回の事態をどのように受け止めていますか。見解を伺います。

さらに、再稼働の判断を新潟県だけで行い、影響が懸念される周辺自治体には何の配慮もないことに対し、関係地域の首長は不信感を持っていると報道されていますが、知事はどう考えるのでしょうか。

福島第一原発事故から15年。いまだ収束しない中で、あの事故当事者の東京電力に対し、原子力規制庁は、度々柏崎刈羽原発に赴き、再稼働への圧力を強めてきました。政府の責任も問われます。トラブルを重ねている柏崎刈羽原発の状況を踏まえ、再稼働は行うべきではないと考えます。やめることを東京電力、政府に求めていただきたいが、いかがですか。

中部電力浜岡原発も、再稼働申請の中で、想定される地震の最大の揺れ、基準地震動のデータを意図的に操作し過小にしていたことが外部通報によって明らかになりました。浜岡原発は、南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にあり、事故が起これば長野県の南信地域に影響が及ぶことが懸念される原発です。

この改ざんも、原発の耐震性、安全性を根底から揺るがすものとして、県としては重大に受け止めなければならないものです。原子力規制委員会も改ざんを見抜くことができず、規制委員会の在り方も問われています。中電の原発立地を判断するのに最も基本となる地震動に関わる不正は論外です。知事の所見を伺います。

原発の再稼働、新增設に反対し、再生可能エネルギーの普及拡大をもっと大規模に進め、原発ゼロの日本を目指すよう政府に求めていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、非核三原則について伺います。

「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年、沖縄返還協定締結時に衆院本会議で決議が採択され、その後5回にわたる採択を重ねながら国是として確立されてきました。長野県も1984年に非核平和県民宣言を行い、県下全ての自治体が非核平和都市宣言を掲げています。日本が世界で唯一の被爆国として世界に対し核兵器全面禁止を訴え続けることは、国民的使命であるとも言えます。

そのような中、高市総理の安保関連3文書の今後の見直し作業において、これまでの国会決議に逆行する方針転換が行われることが懸念されています。ここに来て、政府高官から「日本も核保有すべき」発言まで飛び出し、一層非核三原則が危うくなってきています。

この動きに対し、一昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会が抗議声明を発表。長崎県知事は、「到底受け入れられない。長崎を最後の被爆地に」と述べ、広島県知事も、「三原則は絶対を守るべきもので、変更は容認できない」と語っており、怒りの声が上がっているのは当然です。

知事は、2017年、核兵器廃絶国際署名に賛同しています。圧倒的多くの長野県民も核廃絶を

願っています。その立場から、非核三原則についての見解を伺うとともに、政府に対し堅持するよう求めていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、衆議院選挙結果の受け止めについて伺います。

さきの衆議院選挙は、解散から投票日まで僅か16日という超短期の中で実施されました。結果は、自民党が3分の2を超える316議席を獲得し、戦後初の単独過半数となりました。選挙後の朝日新聞の世論調査では、「多過ぎる」が62%に達しており、信毎の調査でも、「議席大幅増はよくないとする」が70%あり、独走状態を懸念しています。

高市総理は、「私が総理でいいかどうかを国民に問う選挙」として解散に打って出て、高市旋風を巻き起こし、勝利しましたが、この結果をもって今後国政を二分するような問題を白紙委任されたと解釈し、フリーハンドで何をしてもいいということにはなりません。

有権者の中には、政治が右傾化し大政翼賛会にならないかと心配する声が広がり始めています。評論家の寺島実郎氏は、「自民党大勝によって高市総理は爆弾を抱えた」とまで語っています。

比例代表で自民党を選んだ人は投票者の36.7%、全有権者からすれば20.37%で、5人に1人の支持にとどまっています。2割の得票しかないのに3分の2の議席を占めたのは、民意をゆがめる小選挙区制の弊害の結果です。自民党当選者の8割が小選挙区です。しかも、国民が直接選んだ総理ではないにもかかわらず、選挙結果に対し国民から信任をいただいたと述べる高市総理ですが、筋違いも甚だしいと言わなければなりません。

知事は、憲法や民主主義に照らしてこの選挙結果をどう受け止めておられますか。所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）お答え申し上げます。

原発について何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、柏崎刈羽原発の制御棒の引き抜き作業中の警報作動についてでございます。

この事案につきましては、法律に基づく使用前検査を実施している際に起きたものというところで、このことによりまして営業運転の再開等が延期されたものというふうに認識しております。

本県、そして飯山市、野沢温泉村、栄村に対しましては、東京電力との安全確保に関する覚書に基づいて、制御棒引き抜き作業を停止したとの事実に加え、停止の原因、対策なども逐次情報共有が行われ、覚書に基づく対応がなされたところでございます。

原子力規制庁が今回のケースに関しては直接介入する必要はないという認識を示されているように、今回の対応は発電所として安全を最優先して停止されたものというふうに受け止めて

おります。東京電力及び政府におきましては、今後とも慎重かつ安全を第一に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

続きまして、原発の再稼働に係る周辺自治体への配慮についてという御質問でございます。

福島第一原発の事故後、安全対策を行うために原発は運転を停止しました。この運転を停止した原発につきましては、従来の基準に比べて多くの項目が新設または強化された厳しい規制基準に基づく原子力規制委員会の審査を経るとともに、立地自治体の理解を得た上で再稼働していくという形になっております。

原子力規制委員会が定めております原子力災害対策指針では、IAEAの国際基準を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲としての原子力災害対策重点区域の目安を、原発から30キロ圏内と定めておりまして、本県は該当しておりません。こうしたことから、私としては、立地自治体の判断を尊重することが必要というふうに考えております。

しかしながら、本県としても、県民の皆様方の安全・安心を守るという観点から柏崎刈羽原発の安全確保は重要なことであるというふうに考えております。そのため、安全確保に係る連絡体制に関する覚書に関する連絡会議を定期的で開催させていただいておりますほか、先月は、飯山市長、野沢温泉村長、栄村長と共に、私も直接福田副社長をはじめ東京電力ホールディングスの皆様方と安全対策について意見交換をさせていただいたところでございます。今後とも、東京電力とは継続的な意思疎通を図り、安全第一の対応を求めてまいります。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働中止を求めているいただきたいがいかかという御質問でございます。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働につきましては、先ほど申し上げましたように、原子力規制委員会の厳正な審査、そして地元の下承など必要な手続を経て進められてきているところでございます。新潟県をはじめ立地自治体の判断は極めて重いものというふうに考えており、私として再稼働の中止を求める考えはございません。

続きまして、浜岡原発のデータ改ざんへの見解についてという御質問でございます。

原発の安全審査に関わる重要なデータに関する不正は、安全審査の有効性、また信頼性を根本から揺るがす重大な問題だというふうに受け止めており、大変遺憾な状況だと考えております。

現在、経済産業省及び原子力規制委員会におきまして報告徴収を行い、事実関係の解明を行っているところというふうに承知しております。国において厳正な対応、適切な指導監督を行っていただきたいというふうに考えております。県としても、中部電力との安全確保に関する覚書に基づいて中部電力から説明を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、原発の再稼働、新增設に反対し、再生可能エネルギーの普及拡大を大規模に進めるよう政府に求めているだけが見解はいかがかという御質問でございます。

原発を含むエネルギー政策の根幹につきましては、安定供給や経済効率性という観点はもとより、安全性や環境への適応性、こうしたものを総合的に検討した上で、国において責任を持って決定されるべきものというふうに考えております。

一方、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立させるためにも、再生可能エネルギーを主力電源として最大限投入していくことが必要というふうに考えております。引き続き全国知事会等を通じて再生可能エネルギーの主力電源化の徹底を求めていきたいと考えております。

続きまして、非核三原則に対する見解、政府に対して原則堅持を求めることについて御質問をいただきました。

非核三原則につきましては、我が国が戦後一貫して掲げてきた平和国家としての基本理念であり、重要な国是であるというふうに認識しております。本県においては、御質問にも引用いただいたように、昭和59年、県議会の決議で非核平和県民宣言が行われているところでございます。

もとより、県知事としての私は、この宣言を基本に対応していきたいと考えております。政府におきましては、木原官房長官が会見で政府としては非核三原則を堅持しているというふうに述べていらっしゃると思いますので、現時点で政府に対し同原則の堅持を求める考えはございません。

総選挙結果の受け止めについてでございます。

国民の皆様方の中には、先ほど毛利議員の御質問にもありましたように様々な意見があるというふうに思いますが、私としては、総選挙を通じて一定の民意が示されたものというふうに受け止めております。特に、今回の総選挙の結果は、多くの国民の皆さんが高市総理にかなり期待をされた結果というふうに受け止めております。

先週の施政方針演説におきましても、高市総理は、未来は明るいと自信を持って言える。そうした国をつくり上げていくというふうに述べていらっしゃいますが、国民の多くは、長い間の我が国の停滞感、閉塞感を打破するということを託されたのではないかとというふうに受け止めております。

高市内閣には、長期的な重要課題、人口減少、気候変動、こうしたものに正面から向き合っていただきたいというふうに思いますし、将来世代のことも考えた長期的な視点での取組を求めたいと思っておりますが、その際には、我々地方公共団体を含め、多様な意見、多様な民意にしっかり耳を傾けていただきながら取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

私に対する質問は以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）超短期の決戦で、国民的な議論や論戦が行われない中で、高市総理の個人的な支持率の高さを背景に、自民・維新は3分の2を確保し、憲法改正を発議できる条件をつくりました。まともな外交もしないまま脅威だけをあおり、軍拡を進めようとしています。日本を戦争をする国にすることを県民は望んでおりません。これからも非核平和県民宣言を掲げる長野県として、時代を後戻りさせないために努力する必要性を銘記して、次の質問に移ります。

多文化共生社会の推進について知事並びに県民文化部長に伺います。

長野県の在留資格外国人は急激に増加しており、10年前の1.5倍、令和7年6月末で4万8,288人と人口の2.4%に達し、岡谷市や諏訪市の人口に匹敵します。医療、介護、飲食、旅館、製造業、教育、農業など、働く職種も多方面に広がっており、労働現場においては、今や外国人の存在なくしては事業所の運営も地域経済も成り立たないほど支えていただいております。

急速な外国籍住民の増加と多国籍化に伴う様々な支援不足が課題となる中、県は、知事を本部長とする多文化共生推進本部や外国人政策検討懇談会などを設置し、支援の強化と共生社会の実現のために取組を強めていただいていることは歓迎します。しかし、ネットなどでは、外国人に対する誤解や偏見を助長する誤った情報が蔓延しており、昨年の参議院選挙ではにわかに争点に浮上し、排外主義や、外国人は犯罪が多い、生活保護を不正に利用している、土地を大量に買い占めているなど事実とは異なる情報が流布され、選挙結果にも一定の影響が及びました。

問題は、政府がそれらの論に迎合し、真正面から国民に対して事実を示して共生社会の推進を訴えるのではなく、この1月には、閣議で外国人の受入れ、秩序ある共生を強調した対応策をまとめ、高市総理は、不法滞在ゼロ、税金や健康保険料納入を在留許可の審査対象に入ると表明し、厚労大臣は、生活保護の適正利用の名で外国人を排除する考えを示し、外国人を管理の対象にして、露骨な排外主義を打ち出して差別を強化しようとしていることです。これは、知事会が行った青森宣言や長野県が進めようとしている多文化共生社会の実現とも大きくかけ離れており、大きな問題を含んでいると思いますが、知事の所見を伺います。

在留外国人の方々が日本で暮らす上で、言葉の壁は真っ先に直面する課題であり、この対応が求められています。各地域や企業でもボランティアなどによる日本語教室などが開かれています。全自治体で取り組まれているわけでもなく、指導者も圧倒的に不足しています。現状と対応策について県民文化部長に伺います。

在留外国人の占める割合が令和6年度末時点で10%を超える自治体が県下で5自治体あり、

白馬村では2割近い状況になっており、慣習や文化、ルールなどの違いや不理解から地域住民とトラブルになる場面も出てきています。

多文化共生を進める上で、長野県に住む在留外国人の皆さんが消防団に加入したり、お祭りに参加したり、地域の行事や公的行事などに積極的に参加していただくことは、お互いの交流を深め、理解を促進し、地域に溶け込むことにつながると考えます。

岡谷市では、二十歳を祝う会に初めて外国籍の方2人が壇上に立ち、市民憲章を唱和していただきましたし、県の総合防災訓練では、外国籍の方の防災講座や避難訓練の取組もありました。日本語学校の主催で、外国籍の方が講師となって世界の食を楽しむ取組なども行われています。県の取組状況を伺うとともに、今後の方策についても伺います。

次に、高校における遠隔教育について教育長に伺います。

県教委は、急速な少子化により高校の小規模化が進み、多様な進路希望に応えられるような科目の設置や学習機会の充実が図られない。特に、地域高校では、幅広い学力層に対応した習熟度別授業や多様な科目の指導に課題があるとして、課題解決のための遠隔授業の実証研究を行ってきました。令和7年度に総合教育センターに遠隔授業拠点を整備し、令和8年度から、より効果的な同時双方向型の授業の在り方を実証研究するとしています。

そこで、幾つか質問させていただきます。

一つとして、配信拠点から配信する実証校はどのような基準で何校選ぶのか。配信する教科や配信科目はどの程度になるのか。配信拠点に配置される教員は5人とのことですが、通信側の教員の仕事内容は、受信校との時間割調整や授業の進め方等の打合せ、機器の接続、トラブル対応、生徒の把握、補充教材の作成、評価や採点業務など多岐にわたると思われそうですが、授業配信のための研修はどのように実施するのか。勤務内容や負担軽減はどのようにしているのか。また、授業以外に春夏等の補習でも実施されるのか。伺います。

二つとして、遠隔授業における生徒の評価と見取りに関して、見取りの手段によって見取れる人数に限界があるとの声が聞かれます。文科省は、受信側の生徒数は、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認しながら実施する場合には、生徒の表情や取組内容を把握するために最大で5名程度、1人1台端末利用で画面共有やワークシートの共同編集によって活動を把握する場合は、たくさんの生徒端末画面をリアルタイムで把握しにくいいため、最大15から20名程度としています。評価と見取りを正確に行うため、長野県ではどのような生徒数の規模で遠隔授業を実施するのでしょうか。

さらに、メディア利用の授業であっても、対面による授業に相当する教育効果を有するようにするためには、教員と生徒が互いに映像・音声等によるやり取りができるようにすること、質問の機会を確保すること、黒板の文字が見えにくい場合はあらかじめプリント教材を準備す

ること、必要に応じてシステムの管理運営を行う補助員を配置することなどを挙げていますが、授業には生徒理解や生徒とのコミュニケーションが必要であり、受信側の学校においては360度カメラや集音マイクなど必要な機材やソフトなどは最低限必要だと考えます。整備ができているのか、状況を伺います。

受信側の教員は、通常の授業に加えて、遠隔授業における準備・担当業務などが増加することが考えられます。受信側で何らかの機械トラブルへの対応も想定されることから、技術面でサポートするための人的配置も必要だと思いますが、どのように確保するのか、伺います。

三つとして、教材として使用する著作物の利用に関し、共有することになると著作権の問題なども発生してくるため、新潟県などでは、授業目的公衆送信補償金等管理協会、SARTRASに対し県教委が補償金を払うことによって、著作権者の許諾を得ずに資料をオンライン配信しているようですが、教員が安心してデジタル利用できるようにするために長野県ではどのような対応をするのか、伺います。

四つとして、中教審の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会の高等学校教育の在り方ワーキンググループの審議のまとめでは、遠隔授業は生徒の履修の選択肢を増やし、もって当該生徒の幅広い進路選択を実現することを目的とするものであり、これらの取組が学校の統廃合や教師の数の合理化の手段として使われ、教育の質の低下を招くようなことが決してあってはならないとしています。

県教委として、このまとめを真正面から受け止めて、教職員と生徒の十分な関わりを保障し、教育課題に取り組むために、遠隔授業を合理化に使うのではなく、高校においても30人規模学級を取り入れること、ゆとりある教員配置を行うことなど今後の対応に当たるべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、多文化共生社会の推進に関連して、外国人排除につながりかねない動きについての所見という御質問をいただきました。

外国人政策については様々な議論がなされているわけではありますが、この外国人に関わる政策を論ずるに当たりましては、何といたっても正確かつ客観的なデータ、エビデンスに基づく冷静な議論が重要だというふうに考えております。外国人の方々に対する偏見が助長されたり、外国人の排除、社会の分断につながるようなことが決してあってはならないというふうに考えています。

政府においては、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策が先月改定されました。我が国の法やルールの中で国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すとの方向性が示されたところでございます。

県としては、地域に暮らす外国人の方々は、我々日本人と同じ生活者であり、県民でありますので、生活者としての視点を重視して調和の取れた外国人政策を進めていくことが重要だというふうに考えております。

全国知事会におきましては、青森宣言を引用いただきましたが、これまでも、社会の分断につながってはいけないという思いからいろいろな宣言を提言してきております。また、国に対しては、外国人受入れに関する基本戦略の策定、多文化共生を支える基本法や司令塔組織の整備に加えまして、正確かつ客観的なデータやエビデンスの国民への提供などを要請、要望をしてきております。引き続きこうした点について国にしっかりと対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、日本語教育支援の現状と今後の対応策についてでございます。

県では、日本語教育への支援として、七つの市におけます日本語教師や日本語交流員等が連携した人材連携型教室の普及、県内のどこにお住まいの外国人県民でも参加できるようオンラインで日本語や日本文化、生活習慣を学ぶ教室の開設、地域日本語教室の日本語教師や日本語交流員の育成、日本語人材バンクを設置して、日本語教師などの紹介のほか、介護分野における新たな担い手の確保に向けた日本語研修等への支援などを実施しております。

今後は、こうした取組を継続いたしますとともに、来年度からは、新たに企業等が外国人材に行う日本語教育に係る経費補助も行い、外国人材の定着、活躍を支援してまいります。また、現在実施している外国人県民を対象としたアンケート調査では日本語学習の状況に関する設問を設けていることから、その回答結果を踏まえ、ニーズに即した施策の充実を図ってまいります。

次に、外国人住民の地域参加の促進に係る取組状況と今後の方策についてでございます。

県内に暮らす外国人住民の皆様は、日本の風習や生活ルールを理解していただき、地域社会に円滑に溶け込んでいただくことは、誰もが安心して暮らせる地域づくりのための重要な事項だというふうに認識しております。

このため、県では、日本語学習の機会を通じた理解促進に取り組んでおり、地域日本語教室やオンライン日本語教室において生活習慣や地域のルール等を学ぶことができる環境づくりを支援しております。

また、地域社会とのつながりを深めていただくための取組として、御指摘のありました消防団につきましては、令和7年4月1日現在、県内で37名の外国人消防団員の方が地域防災の担

い手として活躍していますが、参加促進の観点から、入団の方法や可能な活動内容などにつきまして県のホームページで紹介しているところでございます。

今後、長野県外国人政策検討懇談会などにおきまして取組の充実を検討いたしますとともに、市町村担当者会議などにおいて自治体の取組状況や課題を共有し、外国人住民が地域に参加しやすい仕組みづくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校における遠隔教育について4点の質問をいただきました。

まず、遠隔教育拠点の整備と授業配信の実証研究についてでございます。

令和8年度に実施する配信授業の実証校につきましては、各校のニーズを踏まえ、多様な科目設定や十分な教員数を配置しにくい全日制の中山間地校4校、定時制3校を予定しております。配信する教科、科目は、数学、英語、理科、情報の4教科6科目を想定しております。

遠隔授業を担当する教員は、1人1台端末を活用した双方向型事業の実施に加え、効果的な遠隔教育の在り方や授業配信の方法等に関する知識、技術の習得が求められます。このため、先進校の視察や外部有識者による研修の機会を確保し、必要なスキルの向上を図ってまいります。

教員の勤務内容につきましては、一日当たり2こま程度の授業時間とし、それ以外の時間は生徒の実情を把握し、配信授業に必要な教材研究等に充てられるようにいたします。また、拠点となる総合教育センターの専門主事とも連携し、効果的な遠隔授業に向けたカリキュラム開発を共同で進めてまいります。

長期休業中の補習については、実証校に限らず、その他の高校も対象として、自宅でも受講できる環境の整備を含め、生徒や学校の実情に応じて参加しやすい仕組みづくりを検討してまいります。

続きまして、遠隔授業の生徒数、受信側の整備状況、サポート体制についてでございます。

遠隔授業の規模については、受信側に教員以外の学習指導員等を配置し、1人1台端末を活用し画面共有や共同編集機能を用いる場合には、15から20人程度が効果的であるとの研究結果があることを承知しております。これを踏まえて、本県では、受信側の様々な状況に対応できるよう、原則として20人程度で授業を実施できる体制を準備しているところでございます。

遠隔授業の実施に当たっては、配信する教員が受信側の教室全体や生徒一人一人を確認できること、教室内のどの位置からも発言を明瞭に聞き取れることが重要であるため、こうした環境を可能にするカメラやマイク、スピーカー等の必要な機器を整備していく予定でございます。

受信側のサポート体制については、まず教職員が扱いやすい機器を導入するとともに、機器

トラブル等への対応として相談窓口を設置し、電話やオンライン等で迅速かつ丁寧に対応できる仕組みを整えてまいります。

続きまして、遠隔教育における著作物の利用についてでございます。

対面授業を同時中継的に行う遠隔授業において、インターネットで教材等の著作物を配信することは、無許諾、無償で行うことが可能でございます。

一方、それ以外の遠隔授業時の著作物の利用については許諾が必要でございましたが、平成30年の著作権法の改正により、授業目的公衆送信補償金等管理協会に補償金を支払うことで著作権者の許諾を得ずに利用可能となっております。県教育委員会では、この制度の施行当初から必要な手続を行い、県立学校に在籍する生徒数に応じた補償金を払っております。引き続き全ての遠隔授業において個別に著作権者の許諾を得ることなくデジタル教材を安心して授業に利用できる環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、高等学校における30人規模学級の導入とゆとりある教員配置についてでございます。

議員御指摘のとおり、遠隔授業は生徒の履修の選択幅を広げ、幅広い進路選択を実現することを目的とするものであり、県教育委員会といたしましても、学校の統廃合や教職員数の合理化を目的として活用することは考えておりません。

高等学校の学級規模については、現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法に基づく編制としておりますが、30人規模学級の導入については、高等学校の学級編制基準を1学級35人以下に引き下げるよう国に要望しているところでございます。また、高等学校は多様な課程・学科等で構成されており、学級とは別に少人数の学習集団を編成して教育活動を行うことが多いことから、各学校の実情に応じた教員配置を行っているところでございます。

今後も、生徒一人一人にきめ細かい指導ができるよう、学校現場の状況を踏まえつつ、適切な教員配置に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）多文化共生については、部長から御答弁がありましたように、現在外国人や日本人を対象にアンケートを実施していただいておりますので、その結果を今後の共生社会の実現にしっかり生かしていただくことを要望いたします。

遠隔授業について最後に教育長に伺います。

教育現場でのDXが急速に進む中で、子供たちの視力やネット依存など健康面での不安も広がっています。健康面はどうか、授業内容の定着はどうか、コミュニケーション能力は醸成されるのかなどの実証を行うのであれば、実施後に多方面からの検証が必要だと考えます。生徒

や教職員を含め、検証についてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）授業のDXに伴う児童生徒や教職員の健康等についてのお尋ねでございます。

デジタル化が進む中で、子供たちにとって、特に視力について注意するようというところで文部科学省から通知が出ていることは承知しておりまして、そのことについて各学校に周知しております。各学校では、デジタル教材やタブレットを使った後に目の体操をするなどの配慮をしているということを承知しております。

今後遠隔教育が進む中で、そういった子供や教職員に対する健康状態についてもつぶさに検討をいたし、必要な対策を練っていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）どんなにDXが進むとしても、教育現場において、人が人と関わることによってお互いを理解し、尊重しながら人格の形成を促すということは必要不可欠なことだと思います。遠隔教育が、目的でなく教育の効果を上げるための手段として使われるということを切望して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、山岸喜昭議員。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策に基づく稼ぐ力の強化と取組についてお伺いします。

不透明な世界経済や物価高騰が続く中、県民生活と県内経済は大きな変革期を迎えています。未来に向けた成長投資等を通じて経済構造の転換を促し、県民生活の安全・安心を確保するための施策が求められております。

地域産業の稼ぐ力の強化についてお伺いします。

長野県の人口は、2040年には現在より約30万人減少すると推計されており、生産年齢人口の減少は避けられません。県内は、製造業、農業、観光業といった多様な産業基盤を有しておりますが、原材料費やエネルギー価格の高騰、人手不足などにより、売上げはあるが利益が残らない、次の世代に引き継げるか不安だといった声が各地から聞かれております。こうした中、地域産業が持続的に発展するためには、つくる力から稼ぐ力への転換が不可欠であります。

長野県産業振興プランにおいても県内産業の稼ぐ力を示しているが、改めて長野県総合経済対策における稼ぐ力についてどのように捉え、今後どのような視点で重点的に投資、支援を

行っていくのか。また、どのような成果を期待するのか。知事の所見をお伺いします。

県内中小企業の約7割がコスト上昇分を十分に価格転嫁できていないと回答しています。特に、製造業では、下請取引比率が高い企業ほど収益改善が進んでいない傾向があります。県では、価格交渉支援や取引適正化の取組、DX、省力化投資への補助などを行っているが、活用した企業のうち実際に価格転嫁が実現した割合はどのくらいあるのか。また、生産性や利益率が向上した事例はどのようなものがあるのか。さらに、導入後の利益改善まで踏み込んだ成果が重要と考えるが、今後付加価値や労働生産性の向上をどのように進めていく考えなのか。

県内企業の人手不足率は6割を超え、人がいないことが成長の最大の制約になっているという声が多く聞かれます。今後の県内企業の人手不足においては、外部専門人材の活用を組み合わせた稼ぐ力を高める人材戦略が必要と考えるが、産業人材の確保育成について今後どのような目標を設定し、取り組んでいくのか。産業労働部長にお伺いします。

県内農業者の平均年齢は67歳を超え、担い手不足は深刻さを増しています。一方で、県産農産物のブランド力は高く、加工、輸出による付加価値向上の余地は大きいと考えています。県は、農業所得の向上を目指し6次産業化を支援しているのか見えにくいとの指摘もあります。県による6次産業支援の現状についていかがか。また、農業所得をどの水準まで引き上げる目標としているのか。農政部長にお伺いいたします。

観光庁のデータによれば、県内観光客の1人当たりの消費額は全国平均を下回る水準にあります。県では、滞在型観光、高付加価値観光を掲げているが、成果をはかる指標は、入り込み客数からだけでなく、観光消費額をより重視すべきと考えます。現在の県全体における年間観光消費額をどの程度まで引き上げるのか、その手法も含めてお伺いします。また、DCキャンペーンに向けて県内への観光客の周遊を促す取組はどのようにお考えでしょうか。観光スポーツ部長にお伺いします。

これまで申し上げてきたように、県内の産業には大きな可能性がある一方、支援はあるが稼ぐ力の向上につながっているのか分からないという現場の声も根強くあります。今後、県内の付加価値や地域内投資、人材への投資をどのように高めていき、どのような覚悟で取り組んでいくのか。知事の決意をお聞きします。

次に、森林認証についてであります。

森林・林業、木材産業をめぐっては、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、輸入材をこれまでどおりに調達、利用することは容易ではありません。合板や集成材原料は国産材へとシフトが進みつつあります。これを好機と捉え、国産材の利用拡大を図りつつ、再造林の確実な実施等の課題を克服し、国産材の安定的かつ持続的な供給体制を構築していく必要があります。

そういった中、県内人工林の成熟が進む一方で、認証林、認証材の取得や活用が十分に進ん

でいません。我が国では、F S C、S G E Cなどの森林認証が進められていますが、現在認証森林は全国で約260万ヘクタール、森林全体の約1割にとどまっています。ヨーロッパの主要国では認証率が5割から8割に達している例もあり、国際的に見ると日本はまだまだ途上であります。

こうした中、長野県の森林面積約106万ヘクタールに対し、認証森林面積は約4万6,000ヘクタールで、県内森林面積の約4%にとどまり、森林県である我が長野県は全国平均の10%を下回る水準にあります。この現状をどのように評価し、森林認証の取得が進まない要因をどのように分析しているのか。また、県として今後森林認証の拡大に向けてどのように取り組んでいけるのか。

認証林、認証材は、取得することが目的でなく、使われ、選ばれ、価格に反映されることで初めて林業所得の向上につながるわけであります。しかし、現場からは、認証を取得しても販売価格に反映されない。販路も限定的であるといった声が多く上がっています。

信州カラマツの一大供給基地であります東信木材センター協同組合連合会では、合板や集成材メーカーからの認証材の出荷依頼の増加を受けて、価格を一般材より立方当たり500円高く販売する取引が始まっています。これに伴い、認証材の出荷量が増えたと聞いております。

今後も、製材・流通段階のC o C認証を含めたサプライチェーン全体の取組の推進により認証材を広めていくことが重要と考えます。県としてどのように認証していくのか。さらに、認証材の生産や需要を増やしていくための課題をどのように考えているのか。以上、林務部長にお伺いします。

森林認証は、単なる林業施策でなく、県産材の価値向上、公共建設の在り方、そして脱炭素、生物多様性といった長野県の将来像そのものに関わる横断的な政策課題であります。県有施設や市町村施設において認証材を積極的に使用することは、環境配慮だけでなく、県産材の価値を高め、安定需要を生む効果が期待できるものであります。

都市部においては、民間資本による木造施設が建設されており、高層ビル建設も構想されています。こうした大型施設の建設にはカラマツが適しているとされており、信州産カラマツは強度の面で高い評価を得ています。加えて、環境保全や資産価値の向上の見地から認証材を使用する機運が高まっています。

森林県から林業県を目指す長野県が他県に先駆けて認証を得ることで、価値を高め、使われ、評価され、収益につながる明確なモデルを示す意義は極めて大きいと考えます。信州産カラマツをはじめとした県産材を、森林認証も含めた手法により付加価値を高め、県内外に安定供給する仕組みを構築し、将来も見据えた林業県を目指すべきと考えるが、知事にお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、稼ぐ力についてどう捉え、どのような観点で投資、支援を行っていくのか、どういう成果を期待するのかという御質問でございます。

稼ぐ力とは、付加価値を生み出し、持続的に収益を上げていく力であるというふうに考えております。また、このことが県内経済の成長をもたらす原動力であるというふうに理解しております。

本県におきましては、これまでも、精密加工技術など長野県独自の強みを生かしながら、県内企業の稼ぐ力が高まるよう、研究開発や販路開拓などの支援をしてきたところでございます。

国においても、高市内閣が強い経済に相当力を入れて今後取り組まれることになると思います。県としても、こうした国の動きも捉えつつ、企業の成長分野に対する参入や企業誘致の促進、AI等最先端分野への技術支援の強化、さらには海外や新市場への販路開拓支援などの観点で重点的にこの稼ぐ力の向上に向けた取組を支援していきたいと考えております。

これまで、人口増加局面では、数や量で稼ぐという手法が通用したわけですが、今後の人口減少社会にあっては、少なくとも、国内市場においてはそうした手法ではなかなか強い経済を実現することはできません。そういう意味では、オンリーワンの製品づくりや品質の高い製品づくり、さらにはブランド化、こうしたことを通じて付加価値を高めていくことができるように県としてしっかり支援し、県内産業全体の競争力強化を図っていきたいというふうに思っています。そして、ひいては県民の皆様方の真に豊かな暮らしの実現につなげていきたいと考えております。

それから、2点目でございます。県内産業の付加価値向上、地域内投資、人材への投資の取組と決意について御質問をいただきました。

現下の厳しい経済状況の中で、様々な企業が今後の対応を模索されている状況でございます。県としては、DXによる生産性向上、エネルギーコストの削減など、経営効率化に対する支援に取り組んできているところでございます。

こうした中、経営資源を最大限活用して県内企業がさらに成長していくためには、付加価値向上、地域内投資の促進、人材への投資、こうしたものを総合的に進めていくことが必要だと思っております。

付加価値の向上に関しては、先ほど申し上げましたような取組、ブランド化等に加えて、企業の研究開発への技術支援を特に力を入れて進めていきたいというふうに思っております。また、地域内投資に関連しては、長野県の強みを生かせる産業の集積、そして成長期待分野への民間企業の参入の促進を図ってきたいと思っております。人材投資としては、多彩な人材が活躍できる環境づくり、また、海外の専門人材の積極的な活用、起業される方への後押し、こ

うしたところを重点的に進めてまいります。

強い経済を掲げる内閣の下、今後産業面での地域間競争の側面がかなり強くなってくるとはならないかというふうに受け止めております。そういう観点で、この地域未来戦略の具体化に対応し、県としても産業政策を一層強化して取り組んでいきたいと考えております。

そして、3点目ではありますが、森林認証に関連して、県産材の付加価値向上と安定供給に関する考え方についてという御質問をいただきました。

本県は、御質問にもありましたように、強度の高い信州カラマツをはじめ、アカマツや木曽ヒノキなど他県にない優位性のある資源を有しております。こうした木材の付加価値を一層高め、県内外に安定供給していくことが長野県を林業県にしていく上で大変重要だと考えております。

まず、県産材を国内でしっかり流通させていくためには、全国基準として規格、品質が証明されたJAS認証の取得が不可欠だというふうに考えております。県としては、取得に係る支援や技術的な助言によりまして、JAS認証事業者の着実な増加を図っていききたいと考えております。

また、近年、大手企業を中心に、森林認証材を求める動きが出てきております。森林認証は、持続可能な森林管理の状況を第三者が確認する制度でありまして、森林認証材は、伐採後の確実な更新、生物多様性の保全、土壌・水資源の保全などの要件を満たす森林から生産された木材であることを示すものであり、議員御指摘のとおり大変重要な仕組みだと考えております。

一方、森林認証の取得、維持にはコストを要します。森林認証材がそのコストに見合った価格で取引されていくことが重要だと考えております。森林資源を確実に次世代に引き継いでいくためにも、まずはその認知度を高めるとともに、その費用を社会全体で負担し合う意義について広く御理解いただくことが重要だと考えております。

県としては、森林認証材を積極的に利用してもらえ環境を整備していくことがまずは重要だというふうに考えております。そのため、県としては、機運醸成のための普及啓発に努めるとともに、取組が先行しております佐久・上田地域の経験と知見を生かし、生産、流通、加工の連携の下、森林認証材を含めた付加価値の高い県産材の安定的な供給体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には2点質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、価格転嫁や生産性の向上についてのお尋ねです。

県が実施した価格転嫁交渉サポートセミナー参加事業者へのアンケートでは、96.2%が何らかの価格転嫁を実現しており、国調査より高い値となっております。また、価格転嫁率も61.9%と、国の調査による値を上回っており、その施策効果が現れていると考えております。

生産性、利益率の向上事例といたしましては、専門家派遣により3期連続赤字から黒字へ転換できた事例、副業・兼業人材活用によるECサイト構築により売上げの拡大をした事例、国の業務改善助成金と県の上乗せ補助の活用によるセルフオーダー導入で労働能率が向上した事例など、利益改善や効率化に結びついた成果が出ております。

さらに、導入後の利益改善までしっかり支援するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成の支援に加え、価格転嫁の促進支援、専門家による相談体制の強化、副業・兼業人材の活用支援、新たな販路開拓支援などの取組を充実させ、高付加価値化と労働生産性のさらなる向上を図り、県内中小企業の利益改善と経営基盤の強化を着実に進めてまいります。

次に、稼ぐ力を高める産業人材の確保育成の目標設定についてのお尋ねです。

産業人材の確保育成に向けては、短期的には若者のU I Jターン就職促進や副業・兼業人材など外部人材の受入れ支援を進め、中長期的には生産性向上につながる従業員の能力向上支援等を強化して企業の稼ぐ力の底上げを図ってまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、明確な目標を設定して取り組むことが重要であり、しあわせ信州創造プラン3.0における施策全体の目標に加え、来年度予算案に計上している事業においても、若者の定着に関しては、Uターン就職率を2027年3月卒業生において45%以上にする。県内大学卒業生の県内就職率を2027年度に58%にする。外部人材の活用に関しては、副業・兼業形態を含むプロフェッショナル人材のマッチング件数を2026年度は200件とする。人材育成に関しては、県が関与するリカレント・リスキリング講座・訓練の受講生数を2027年度までに5年度累計で2万人とするなどの主な目標を設定しているところです。

今後、これらの施策を着実に推進し、設定した目標の達成を目指すことで、多様な人材の確保育成につなげ、県内企業の稼ぐ力向上にしっかりと取り組んでまいります。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には6次産業化の支援状況と農業所得向上の目標についてのお尋ねでございます。

県は、6次産業化による農業所得の向上等を目指し、第4期長野県食と農業農村振興計画に「農業所得額を含む付加価値額を10%以上向上させる」を目標に掲げ、推進を図っております。この目標達成に向け、県では、産業振興機構等の関係機関と連携し、中小企業診断士等の専門家の派遣による商品開発や販路拡大など経営全体の改善に向けた支援のほか、必要な施設、機器の整備に係る経営計画の策定等の支援をきめ細かに行っているところでございます。

これにより、例えば、リンゴ生産者が規格外品を加工し、ECサイトの開設や商談会への出展により販路を確保しながら付加価値額を14%増加させた事例、ソバ生産者が乾燥貯蔵施設を整備し、自家製のそば粉を活用した様々な加工品を直営店で販売しながら付加価値額を46%増加させた事例など、農家手取りの向上につながる一定の成果が認められているところでございます。

今後、6次産業化に加え、農業者が加工、流通、販売等の異業種と連携する新たなビジネス創出に向けた取組にも支援するなど、農業者の稼ぐ力を一層高められるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には観光消費額の目標設定と引上げの手法などについて御質問をいただきました。

観光振興に当たっては、地域の稼ぐ力の向上が重要でありまして、しあわせ信州創造プラン3.0においても令和9年の観光消費額を9,000億円とする目標を設定しておりますが、観光産業の回復の影響などによりまして、令和6年の観光消費額は1兆47億円まで増加してきております。こうした状況も踏まえまして、今般策定した宿泊税活用計画では、2030年（令和12年）の観光消費額を1兆3,000億円に引き上げることを目標としたところであります。

具体的な施策といたしましては、観光消費額の重要な要素である消費単価の向上に資する取組として、新たな観光コンテンツの整備や宿泊施設の高付加価値化支援、長期滞在を促すための二次交通の充実などに取り組むこととしておりまして、観光消費額の増加により地域経済の発展につながるよう施策を進めてまいります。

そして、県内周遊を促す取組についてのお尋ねであります。令和9年夏の信州デステーションキャンペーンに向けた具体的な取組として、来年度は、スタンプラリー等の周遊を促す企画の実施、多くの観光客が訪れる主要観光拠点から周遊を促すバスツアー造成への支援などによるコンテンツの造成や磨き上げを行いまして、県外で開催する観光商談会等の機会を活用して積極的にPRをしてまいります。

また、1月補正予算で計上した県内の体験プランの割引施策である信州体験割においても、体験プランのセット販売や複数のプランを利用した方への特典付与などによりまして県内周遊が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には森林認証につきまして2問の御質問を頂戴しました。

まず一つ目、森林そのものの認証が進まない要因と認証拡大に向けた取組についてござい

ますが、御指摘のとおり、本県は全国第3位の森林面積を有する一方で、森林認証面積は第8位にとどまっております。

認証面積の伸び悩みの要因でございますけれども、やはり伐採や再造林など森林の適切な管理状況を第三者が確認するという森林認証の意義に関して理解がなかなか進んでいないこと、また、認証の取得や維持に係るコストにつきまして、森林所有者、企業や消費者など社会全体でどのように分担するかについての合意が進んでいないこと、こうしたことが主な原因であろうというふうに考えております。

こうした中にありましても、佐久・上田地域では、カラマツ林を中心に主伐・再造林が先行していることに加えまして、大規模森林所有者が主体となりまして、スケールメリットを生かしたコスト負担の軽減に取り組んできたことが取得拡大に結びついてきたものというふうに分析しております。

今後、主伐・再造林が進む中で、県民の皆様には認証材利用の意義への理解と機運醸成を図るとともに、佐久、上田の先進事例の横展開や森林の集約化等の技術的支援の強化を進めまして、認証面積の拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、森林認証材の現状認識と生産や需要を増やすための課題についてでございますが、森林認証材は、森林そのものの認証に加えまして、生産、流通、加工の各段階で認証材を適切に分別管理する仕組みを認証するC o C認証を取得することで初めて流通させることができます。

近年、認証材は、御指摘のとおり、大手企業や県外の合板工場での需要が生まれておりまして、生物多様性への配慮などから今後さらに需要が高まるものと考えております。現在、県内のC o C認証取得事業者は27社にとどまっております。認証材の生産を増やすためには、森林そのものの認証に加えまして、C o C認証の取得事業者を増やし供給体制を強化していくことが課題だというふうに考えております。

また、C o C認証の取得や維持に係る経費は事業者の負担でございます。認証材が他の木材より高い価格で取引される動きは一部に限られております。事業者の負担に見合った価格形成と流通の仕組みを整えていくことが必要でございます。加えまして、大手企業にとどまることなく、社会全体で認証材の意義を理解し、木材利用における有力な選択肢として定着させていくことが重要だろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）次に、新校小諸義塾高校への期待とこれからの県立高校の在り方についてお伺いします。

いよいよ4月に新校小諸義塾高校が開校の運びとなりました。県内多くの学校関係者の皆さんから注目されての開校であります。

少子化が急速に進む中、県立高校の再編統合は避けては通れない課題であります。しかしながら、統合は決して規模縮小や後退であってはならず、むしろ、教育の質を高め、地域に新たな価値を生み出す魅力ある学校づくりにつなげる契機とすべきものであります。その意味において、新たにスタートする小諸義塾高校は、単なる統合校ではなく、これからの長野県の高校教育の在り方を示す極めて重要な存在であると考えております。

まず、統合する新たな高校への期待についてであります。

小諸義塾高校の教育方針と特徴について伺います。

小諸義塾高校では、主体的・対話的で深い学びを重視し、学科を超えた協働や探究活動を教育の中核に捉える方針や、普通科とビジネス科、音楽科が同一校舎で学ぶことで、学力と感性、論理と表現が交差し、これまでにない学びの環境が生まれる可能性があるとは私は大いに期待しております。こうした教育方針、特徴についてどのように評価し、どのような成果を期待しているか。お伺いします。

小諸義塾高校は、NSD先進校として、教科横断型の学び、ICTの活用、チームティーチングなど先進的な教育実践を進めるとされています。重要なのは、この取組を、単なる理念、一部の先進校の実験で終わらせるのではなく、県全体の高校教育改革へと波及させることでもあります。NSD先進校としての成果をどのような指標や形で検証し、県として責任を持って可視化していくのか。また、小諸義塾高校で得られた成果や課題をどのように県内の県立高校へ展開していくのか。考え方をお伺いします。

音楽科は、県内でも数少ない専門学科として、専門教育の中核であると同時に、長年にわたり優れた人材を育成し、地域と学校をつなぐ地域文化の担い手として重要な役割を果たしています。今後も、専門教育に加え、普通科とビジネス科との協働による表現教育や地域イベント、福祉・観光分野との連携など、学校全体の魅力を高める存在としての役割が期待されています。

昨年秋、Mrs. GREEN APPLEの藤澤涼架君が120年の歴史に幕を閉じる母校の小諸高校を訪問しました。体育館で文化祭の前準備をしていた生徒たちは、突然のビッグプレゼントに大騒ぎになりました。小諸高校が大好きだと訪問され、感謝とエールを送り、恩師の先生方と交流をしました。レコード大賞3連覇、IFPIグローバル・レコーディング・アーティスト・チャート2025では日本人過去最高の13位に選ばれ、長野県出身で、今、日本の音楽の世界ではスーパースターとなっております。

また、昨年普通科を卒業した4人のバンド、ハッピーセットは、マイナビ閃光ライオット2025に選ばれました。10代のアーティスト限定であり、音楽の甲子園とも言われております。

応募総数3,129組から選ばれ、ファイナルステージで熱いパフォーマンスを披露してくれました。

このように、卒業生は、全国各地でそれぞれ指導者や音楽活動を目指したり、ステージに立ちアーティストとして活躍しています。今後、新たな小諸義塾高校の強みとして位置づけ、活躍し、誇れる音楽科をどのように評価し、支援していくのか。お伺いいたします。

人口減少が進む中、地域内だけで生徒を確保することには限界があります。しかし、特色ある教育を打ち出すことで、県外から音楽の世界を目指す優秀な生徒を呼び込むことは十分に可能であります。教育の充実と同時に、卒業生の活躍を多く広げることは、地域活性化にもつながるわけであります。小諸義塾高校が音楽科や探究型教育を軸に全国から選ばれる学校になるために、県としてどのような方策を講じていくのか。

小諸市をはじめとする東信地域は、多様な学びの資源を有しており、これらを教育と結びつけ、地域全体を学びの場とすることは、生徒の成長だけでなく、地域の担い手育成にもつながります。小諸義塾高校を核とした自治体、企業、大学、文化団体等との連携について県はどのような展開、展望を描いているのか。また、共学共創コンソーシアムをつくるというが、どのようにお考えか。

小諸義塾高校は、音楽科を有し、NSD先進校として、探究的な学びに挑戦する学校として新たなスタートを切ろうとしています。しかし、私が今県に問うのは、未来を担う学生への投資であります。統合に伴う探究学習を担う教職員体制の充実、音楽科の専門的人材の確保、普通科とビジネス科、音楽科との学校運営、ICTや外部人材を活用した学びの高度化、全国募集に対応した住環境の整備など、課題は少なくありません。

これらの課題に対し、県としてどのように継続的に支援し、学校を育てていくのか。小諸義塾高校を、単なる統合校としてではなく、長野県の次世代高校教育をリードする先進校としてどのように位置づけ、どのように育てていくのか。また、これから県全体の教育改革を進める中で、夢に挑戦する学びにどのようにつなげていくのか、その決意と今後の具体的な支援の方向性について。以上、教育長にお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 小諸義塾高校について7点質問をいただきました。

小諸義塾高校の教育方針の評価と成果への期待についてでございます。

小諸義塾高校は、地域を舞台に、多様性を重視し、グローバルな視点で未来を創造する3科融合校を目指し、地域と連携した学び、学科・教科横断型の学び、本物に触れる実践的な学びを教育の三つの柱として掲げております。その具現化のため、普通科、ビジネス科、音楽科の生徒が他学科の科目を履修できる仕組みを整えるとともに、地域社会と連携協働する総合的な

探究の時間を学科や学年の枠を超えて体系的に位置づけることにより、県が推進する体験的な学びや多様な主体と協働する学びをさらに発展させるものと考えております。

これらの教育方針により、異なる専門性や価値観を持つ生徒が共に学ぶことで、多角的な視点や協働する力が育まれるとともに、地域と結びついた実践を重ねることを通じて、これからの新しい時代を支える資質・能力の育成につながることを期待しております。

続きまして、NSDプロジェクト実施校としての成果の検証と他校への展開についてでございます。

NSDプロジェクトは、これからの時代に求められる新しい学びを支える学習環境の整備を目指し、学びと空間の一体改革や地域と共につくる学校づくりを推進するものでございます。

小諸義塾高校は、最初のNSDプロジェクト実施校として、学びの質、空間の活用、共学共創のプロセスの三つの観点を指標とし、生徒、教員、地域の声を踏まえながら年度ごと検証を行っていくことが重要であると考えております。

成果の可視化につきましては、アンケートや授業参観等の定量・定性的データの蓄積に加え、探究活動の成果物や空間活用の実践事例を整理し、成果発表や報告書等の様々な手段で発信する方法を検討していきます。

他校への展開につきましては、小諸義塾高校の学校公開や他校の懇談会の構成員等を対象とした見学会を実施するとともに、県や学校のホームページなどで広報し、県全体の学びの改革や高校づくりに生かしていく所存でございます。

続きまして、音楽科の評価と今後の支援についてでございます。

小諸高校音楽科は、本年度で開設31年目を迎え、これまでに県内外で活躍する著名な演奏家やアーティストを輩出してまいりました。また、教育分野においても、多くの卒業生が県内外の小中学校等において教育活動に従事するなど、その活躍は多岐にわたっております。

小諸義塾高校では、これまで築き上げてきた音楽科の専門的な学びに加え、3科融合の地域に根差した教育活動を通じて、生徒が実践的な経験を積み重ねながら自らの夢や進路実現につながる力を育むことを期待しております。

さらに、音楽科における生徒の多様なニーズに柔軟に応えるため、引き続き専門的な指導体制の充実を進めるとともに、世界的な演奏家を目指す生徒から音楽を通じて地域や社会に貢献したいと考える生徒まで、それぞれの目標に応じた学びを支えられる環境を整備し、音楽科の強みを一層発揮できるよう支援してまいります。

続きまして、生徒の全国募集についてでございます。

全国的に見ても、音楽科を有する高等学校が全国募集をしている例は少なく、特色ある教育内容を示すことは、県外から生徒を呼び込む上で重要であると認識しております。

小諸義塾高校音楽科の全国募集に当たっては、生徒が希望する楽器を専攻し、専門的かつ徹底した指導が受けられることに加え、3科融合の学びや、地域と連携した実践的な学びを全国に向けて発信していく必要がございます。そのため、全国募集を推進するプラットフォームへの参加経費を県が負担し、情報発信の強化を図ってまいります。

また、県外から生徒を受け入れるに当たり、保護者の元を離れて学ぶ生徒の経済的負担を軽減することも重要であることから、その一部を県が負担することで意欲ある生徒が安心して本県で学ぶことができる環境を整えてまいります。これらの取組を通じ、小諸義塾高校音楽科が全国から選ばれる学校となるよう引き続き支援していく所存でございます。

続きまして、小諸義塾高校を核とした自治体、企業、大学等との連携についてでございます。

これからの高校は、地域の多様な主体と連携し、共につくる学びの拠点となることが重要でございます。生徒が地域の課題に目を向け、自ら問いを立て、納得解を得る過程を通して自主的に学ぶ姿勢を育てるものであり、その実現に当たっては、地域との連携が不可欠でございます。県では、本年度より、小諸商業高校、小諸高校に地域連携コーディネーター1名を配置して、地元企業や自治体など協働による学習活動の支援に着手し、小諸市役所や経済団体、地元大学との連携を進めております。

開校後は、地域連携協働室にコーディネーターを常駐させ、文化・芸術団体等との協働も視野に入れながら地域全体を学びのフィールドとする取組を一層充実させていく予定でございます。

今後は、このコーディネーターと学校が中心となり、自治体、企業、大学、文化団体など地域の多様な主体が参画し、地域課題の解決と地域活性化、さらには次世代の人材育成に向けて協働する小諸共学共創コンソーシアムを構築してまいります。

続きまして、統合に伴う課題についての支援でございます。

探究学習については、教員に加え、地域連携協働室が学校と地域をつなぐ役割を担い、学びの充実を図ってまいります。また、音楽科についても、引き続きこれまで培ったネットワークを生かし、各領域の外部講師を継続的に確保してまいります。

学校運営においては、教職員が一体となって執務できる大職員室を整備し、3科融合による連携体制を整えてまいります。

学びの高度化に向けては、ICT対応の大型ディスプレイ設置教室の整備を進めるとともに、共学共創コンソーシアムを通じて大学や企業等と連携し、専門的な外部人材の活用を強化してまいります。

全国募集に伴う住環境については、民間寮や民間アパートを活用し、入学状況を踏まえつつ、地域、自治体と協力しながら必要戸数を確保してまいります。

県教育委員会としては、3科融合やNSDによる学びと空間の一体改革、全国募集等の特色を生かし、魅力ある学校づくりを継続的に支援してまいります。

最後に、小諸義塾高校の位置づけ、県全体での改革への決意、支援等についてでございます。

県では、平成30年9月、「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を策定し、予測困難な時代における新たな学びの推進と、県立高校の再編整備を通じた新たな高校づくりに一体的に取り組んできたところでございます。

来年4月に開校する小諸義塾高校は、この実施方針やNSDの考え方を導入した最初の高校として、共学共創コンソーシアムの構築など、これからの県立高校の在り方の一つのロールモデルにしていきたいと思いますと考えております。

また、その成果は、開校に至るまでの経過も踏まえ、再編整備に取り組む新校に知見を生かしていくほか、県立高校全体として望ましい取組については、各種校長会での事例紹介・周知をするほか、本年度から予算措置した県立高校特色化事業等も活用して、各校の主体的、積極的な取組を引き続き支援してまいります。

以上でございます。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）それぞれ御答弁をいただきました。

本県は、観光、農業、製造業など全国に誇る資源を持ちながら、県民所得や企業の利益率という点では突出しているとは言えません。強みがあるのになぜ稼げる県になり切れないのか。今後は、持続可能な地域経済を構築していくことが求められます。県として明確に高付加価値型経済への転換を宣言すべきときであると考えます。

また、林業において、認証材は、選ばれる林業県になるための鍵だと私は思います。そこで重要になるのが、持続可能性が見える化する認証制度であります。認証取得には、計画的な伐採・再造林が求められ、認証は、長野県の山で生きていける林業県を目指すための戦略ツールであります。

また、小諸義塾から始まる教育改革は、長野県の教育の未来を変える挑戦であります。地元では、地域と共に学び、地域を担う人材を育てる学校として期待が強く、支持が広がっています。地元の学生、保護者、地域企業、自治体などが一枚岩となって新校のスタートを楽しみにしています。

統合とは、歴史を消すことではありません。両校の誇りを束ね、新たな伝統をつくる挑戦でもあります。目前に迫った新校小諸義塾高校に期待をしまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）最初に乳児院の現状について質問をします。大事なことは何度でも言います。そして、大前提として、私は里親制度が駄目だと言っているわけではありません。

国は、現在、家庭養育優先の原則の下、里親委託を推進し、施設養育から家庭養育への移行を数値目標として進めています。長野県も、国の方針に沿い、里親委託率の向上を重要な施策として位置づけていますが、先日、県内の乳児院を視察し、またかと思いました。

今、虐待相談は増加、支援の難易度も上がっています。にもかかわらず、乳児院への入所児童数は大きく減少。それに従い、定数も削減。県は、その理由として、子供の数が減っている、施設ニーズが減少しているなどと説明されているそうです。本当にそうなのでしょうか。現場では、里親委託率を優先するあまりに施設入所そのものが抑制されているのではないかという疑念が生まれています。

まず、県は、入所児童数の減少をもって支援を必要とする子供の数そのものが減っていると本当に認識しているのか、酒井こども若者局長に伺います。

乳児院がこの先の運営に不安の影を落とす原因である現在の措置費制度について伺います。

乳児院は、たとえ一時的に入所児童が減少しても、常に24時間365日体制で専門職を配置し続けることが大前提の施設です。しかしながら、現行の措置費制度は人数単価制であるため、入所児童が減れば当然措置費は減り、収入は激減するといった仕組みになっています。そうなれば、貴重な人材が現場を去り、また、施設そのものが自腹での運営を強いられ、立ち行かなくなってしまうことは明白です。

何度も言っていますが、国の数値目標に追随するあまり、乳児院という重要な社会的インフラを疲弊させているという現状をどのように受け止めているのか。措置費制度の構造的な限界を踏まえ、国任せではなく、県として乳児院を安定的に存続させるための県独自の措置費上乘せ支援や制度設計を早急に検討する必要があると考えますが、明確な答弁を求めます。

この問題については担当部局にも伝わっているはずですが、今回の予算を見る限り、乳児院の運営危機を真正面から救うための新たな予算措置は確認できません。県の説明は、財政が厳しい、国制度の枠組みがあると言うのかもしれませんが、しかし、お金がないという理由で片づけてよい問題ではありません。

乳児院は、医療的・心理的ケアを要する子供たちを受け止める最後のとりでとして、社会に必要なセーフティネットです。そのとりでが数値だけを理由に弱体化している現実を県はどこまで深刻な問題として受け止めているのか。今、強く問われています。県は、現場の思いに真正面から向き合い、それは国が考えることとして先送りするのか。それとも、長野県の子供を守る責任として県自らの意思と予算で支える覚悟があるのか。阿部知事の見解をお伺いいたします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には支援を必要とする子供の数に関する認識について御質問をいただきました。

まず、支援体制の全体像ですが、虐待をはじめ様々な事情により、家庭を離れ、社会的養育支援を必要とする子供に対しては、以前は乳児院等の施設入所による支援が中心でしたが、近年は家庭養育優先の原則に基づき、里親による支援や家庭再構築への支援体制の強化に取り組んできたところ、乳児院等の入所者数は減少傾向にあります。

一方で、家庭や地域の支援力の低下や経済的困難の顕在化等を背景に、施設や里親で養育される子供の数は近年おおむね600人程度で推移しており、人口減少下にあっても支援を必要とする子供の数自体は減少していないと認識しております。また、施設関係者等からは、支援内容が高度化、複雑化しているとの声も寄せられているところでございます。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、乳児院に関連して、現状認識と県独自の支援の検討が必要ではないかという御質問でございます。

虐待など困難を抱え、家庭を離れて生活する必要がある子供たちに対しては、従来、乳児院や児童養護施設等での入所支援が中心でありました。近年、大人との信頼関係を構築し、安心と挑戦する土台づくり、多様な生活経験による発達促進などの観点から、家庭的な環境での養育による愛着形成が大切だという認識が広まっております。

こうした御質問にもありました家庭養育優先の原則の下、子供の最善の利益を実現するため、里親委託での養育等を強化しているところであります。国の目標に追従しているということでは全くなく、この里親委託率の目標値についても県独自に子供一人一人の支援ニーズの実態を基に設定させていただいたところであります。

乳児院には、乳幼児の養育で大変重要な役割を担っていただいているというふうを考えています。ただ、御質問にもありましたように、社会的な環境の変化、社会的ニーズの変化等によって、今、厳しい状況に置かれているというふうにも私も認識しております。入所児童数に

応じて措置費が決まるという今の仕組みだけでは事業運営が厳しい状況が続いてしまうというふうに思っております。

社会の新しいニーズと厳しい運営状況等を踏まえ、乳児院の今後の方向性は、専門性の高い入所ケアについては維持をしていただきつつ、養育の専門性を生かした里親に対する支援、あるいは虐待の予防支援、こうした方向への多機能化、あるいは機能転換を図っていただくことが必要だというふうに考えております。

県としては、これまで、里親支援センターとしての事業委託を推進してきたところであります。県として、引き続き国に対しては措置費等現行制度の中での改善要望を行ってまいりますが、御質問にもありましたように、現行制度の枠内で粛々と支援していただくだけで本当にいいのかということは我々もしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。

乳児院の運営の厳しさの背景には、昔ながらの制度と社会的ニーズが変化していくことに対する対応、これが必ずしも合致していないのではないかとこのように受け止めております。そういう意味では、現行制度のまま措置費を単に上乘せするというだけではなかなか問題は解決しないのではないかとこのように思います。

今後、子供や家庭のニーズの変化等に合わせ、乳児院の在り方について、必要に応じて県独自でしっかり支援を行うことも視野に入れながら検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。子供たちは今この瞬間にも成長しています。早急でベストな対応を強く求めます。

長野県は、今年、県政150周年という大きな節目を迎えました。今定例会でも幾つか記念事業の話が出ていますが、具体的に何が進んでいるのか、県民が実感できる事業は何なのか、正直なところほとんど見えてきていません。

現在、150年の歩みを振り返る事業が目につきます。単なる回顧ではなく、次の50年、100年を見据え、県の方向性を示し、県民と共有することが極めて重要なことです。その意味で、現時点で将来に向けた明確なビジョンや旗印が示されず、既に150周年記念の年の6分の1が終わろうとしていることに強い危機感を覚えます。県では、機運の高まりを実感していると自負していますが、実は、先日幕張メッセで開催されたスーパーマーケット・トレードショーというイベントに長野県も出展していました。参加していた知人から、あれだけのバイヤーが全国から集まる大規模なイベントで、長野県パビリオンでは150周年の文字が一つもなかったよと聞きました。県の予算を使って出展しているイベントなどで長野県が率先して150周年をPRしなくてどうするのでしょうか。県内の某弱小団体ですら年間カレンダーに長野県150周年と

PRしています。

また、記念事業の一つとして、「わたしの「信濃の国」投稿キャンペーン」が始まっています。県民にとって特別な存在である「信濃の国」を、その人なりに考え、表現することは、郷土愛を育むすばらしい取組だと思います。しかし、そのプロジェクトの全体像、賞は誰がどのような基準で評価、選定するものかといった点など、現時点ではホームページを見ても伝わってきません。象徴的な事業だからこそ、もっと県民に関心を持ってもらわないともったいないなと思っています。

実は、私も実際につくってみました。前半だけを紹介したいと思います。

「山は未来へ 水はめぐり そばの香りに リンゴの甘味 150年その先へ 未来を開く 信州人」と、こんな感じで、賞も取れそうですけれども、残念ながらこれはAIを使ってつくったもので、完全なルール違反です。これがAI生成だと誰がどう判断できますか。こういったことがいろいろと出てくると思います。

さらに、77市町村スタンプラリーという話もありますが、現時点で詳細などはまだ明らかにされていません。77市町村全部を回るとするのは時間的にも経済的にも決して軽い負担ではありません。それに見合う価値をどのように生み出すのか。発想はわくわくしますので、絵に描いた餅にならないよう期待しています。やるなら77市町村コンプリートした際の景品など、相当なモチベーションのあるものにしないといけないかなと思っています。

こうした中で、私は、150周年記念事業の方向性の曖昧さを打開するためには、そうなればやはりそばを長野県の明確な旗印として真正面から捉えることが最もふさわしいのではないかと行き着きました。

先日も、タレントの田村淳さんの全国放送のテレビ番組で長野県のそばが取り上げられました。長野県のそばは、首都東京でも圧倒的知名度を誇るが、ランキングは圏外。番組の最後に、田村さんが、今回を機に、長野の皆さんも改めてそばを盛り上げようと思ってくれたらうれしいと締めくくっていました。

私は、これまでの一般質問でも、そばを長野県の基幹的なブランドとして位置づける必要性をしつこく訴えてきました。その問題意識から、青森県のリンゴに特化した専門部署、農林水産部りんご果樹課の取組を視察してきました。

青森県では、リンゴを単なる特産品ではなく、県民の生活と地域経済に深く根づいた生活の一部として位置づけ、部局横断で総合戦略を進めています。「夢をもって働ける 稼げる青森りんご産業」という明確な将来像を掲げ、青森りんご総合戦略を県の最重要政策としていました。長野県ではこれをそばでできないものかなと考えました。また、山形県では、行政が「ラーメン県そば王国」と名のすることで、観光誘客や政策形成、予算化を後押ししているとい

う好例もあります。旗を立て、名称を明確にすること自体が行政を動かす力になることを示しています。

長野県にも信州「そば県」推進協議会が立ち上がりましたが、関係者からは、まだまだ実効性に疑問があるとの話も聞きます。そば県推進と名前がついているこの協議会の意見、思いを具体的に実現させるべく、そば県に向けた部局横断プロジェクトを、150周年という節目だからこそ、第1次産業から観光、教育、文化までをつなぐ実効性のある部局横断プロジェクトへ今再構築すべきと考えます。田中営業局長に見解をお伺いいたします。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には長野県150周年を契機としたそば振興の取組強化について御質問をいただきました。

議員御提案のとおり、長野県150周年を契機に本県の伝統的食文化として長い歴史と高い知名度を持つそばのさらなる振興に取り組み、県内外に強く打ち出していくことは非常に重要であるというふうに認識しております。このため、信州「そば県」推進協議会の意向を踏まえながら、来年度から県としてそば振興の取組を一層強化してまいり所存でございます。

その第1弾といたしまして、来年度、協議会のスローガンである「そばと言えば信州」と誰もが思い浮かべる長野県をテーマに、信州そばフォーラムを長野県150周年記念事業に位置づけて開催する予定でございます。本県の優位性であるそば切り発祥の地信州を前面に押し出し、長野県から全国に広がったとされるそば食文化の歴史や多様性に関する学び、県が新たに開発したそばの新品種の普及に向けたPR、また、信州デスティネーションキャンペーンにおける主なコンテンツとしてのPRなど、信州そばのブランド化に向け、生産から観光まで関係部局が連携した取組をアピールしたいと考えているところでございます。

また、協議会では、現在三つの部会において今後の取組方針などの検討が行われており、来月にもこの内容を発表する予定です。この検討に当たりましては、今年度新たに部局横断で構成いたしました庁内の支援チームが各部会の議論に参画し、積極的にサポートを行ってまいるところでございます。

今後、取組の実行段階におきましても、支援チームとして引き続き協議会の活動をしっかりサポートしながらそば振興の取組を部局横断型の6次産業支援プロジェクトとして多角的に進め、信州そばのさらなるブランド化とその価値を次世代につなげていく取組を力強く推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。どうしてもそば県という言葉は使ってくれ

ないんですね。

次に、近年増加する警察をかたる特殊詐欺の被害防止策についてお伺いします。

昨年末、私の携帯に電話がありまして、末尾に0110の表示があったので、「警察か、何の用だろう」と電話に出ると、「愛知県警ですけれども、今、重大事件の捜査の協力をお願いしたいので、参考人としてこちらまで来ていただくことはできませんか」と言われました。私も、0110番だし、警察からの電話だから、「今からですか」と。愛知はさすがに遠いと思ったのですが、「分かりました。何とか行けるようにしてみますので連絡します」ということで電話を切りました。

とはいえ、本当にこれから愛知に行かなければいけないのかなと思いながら、知り合いの警官に電話でこういうことがあったと確認をしました。そうしたら、「無茶さん、それは特殊詐欺ですよ」と即座に言われ、ここで我に返りました。これは、冷静を失えば誰でも信じてしまうなど。幸いにも私には警察関係者の知り合いがいたため、すぐに相談し、詐欺だと確認することができましたが、もし相談できる相手がいなかったらどうなっていたのだろうかとも今でも考えてしまいます。

近年、警察官や公的機関を名取る特殊詐欺は極めて巧妙化しており、増加しています。この経験を通じて感じたことは、これはもしかしたら詐欺かなと思ったら、気軽に、そして即座に相談できる窓口が重要だと思いました。多くの人は、警察と聞くだけでやはり動揺する心理状態になってしまうと思います。詐欺被害を未然に防ぐためにも、敷居の低い、心理的ハードルの少ない相談体制と周知が不可欠だと考えます。

県警では、警察相談専用ダイヤル「#9110」を設置していますが、認知度が十分とは思いません。周知広報のさらなる強化が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、特殊詐欺の電話を受けた場合、その電話番号は犯罪捜査に有力な情報になります。実はあまり知られていませんが、警視庁には、有力情報になんと最大100万円を支給する匿名通報ダイヤルというものがありました。私もこの情報を知っていれば犯罪捜査の協力に寄与できたなと思いました。こういった情報も周知広報を強化すれば、より県民の防犯意識を高め、被害防止に寄与すると思いますが、いかがでしょう。阿部警察本部長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 特殊詐欺被害の防止に向けた取組について2点御質問をいただきました。

まず、警察相談電話「#9110」についてお答えいたします。

警察では、電話でお金詐欺のほか、あらゆる警察所管業務を対象とした相談窓口として警察相談電話「#9110」を設けており、県警ホームページや県警公式アプリ「ライポリス」などの

広報媒体等を活用しながら周知に努めているところであります。

議員御指摘のとおり、相談窓口の周知は被害防止に寄与すると考えられますことから、多くの県民の方に知っていただくため、引き続き関係機関・団体との連携を強化したり、あるいは長野県にゆかりのある著名人の発信力を活用するなどして効果的な広報啓発に努めてまいります。

続いて、匿名通報ダイヤルについてお答えいたします。

匿名通報ダイヤルは、110番通報など警察に対して直接通報することにより刑事手続に巻き込まれることを敬遠し、通報をちゅうちょする方からも情報を受けて捜査等に活用することを目的としており、これも県警ホームページ等を活用して周知を図っているところであります。

議員御指摘のとおり、本制度につきましても、県民の防犯意識の向上、特殊詐欺被害の防止に役立つものと考えられますことから、相談窓口の周知に併せ、より多くの人に知っていただくため、スポーツイベントですとかコンサートなどあらゆる機会を活用して広く県民に広報してまいります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）私も、イベントなどで、だまされそうになったんだけどもというような話をして啓発していきたいというふうに思いました。

さらに、長野県独自に、特殊詐欺に関する有力な情報提供者に対しても、5万円とか10万円とか、少額ではない報奨金を支給する制度を検討してみてもどうかというふうに思いました。県民の財産を守るのに決して高い支出ではないと考えます。話題性もあり、関心が広がり、特殊詐欺防止の周知広告効果もあるかと思えます。もし浸透するようなことがあれば、「長野県民です」と言うだけで詐欺集団からも敬遠されるようになるのではないかと思いますし、長野県民は長野県警察にしっかり守られているので信頼感も上がるのではないのでしょうか。全国からも長野県はすごいなとなるかもしれません。ぜひとも御検討をいただければと思います。

最後に、質問ではないのですが、阿部知事にお願いします。

今回の衆議院選挙の自民党の圧倒的勝利の要因は、高市総理への国民の大きな期待の表れじゃないかなと私は思いました。その期待や信頼感はどこから来るのかなと分析しましたところ、私は高市総理のあの笑顔がかなり大きな要因ではないかと思いました。私は、以前から、阿部知事にはふだんからもっと笑顔をお願いしますと伝えていましたが、その提案は間違っていなかったと実感しました。そして、先週の小林あや議員の答弁の中で見せた阿部知事が自らの失敗を話したときのあの笑顔がすごくよかったなというふうに私は腹に落ちました。

かえるプロジェクトで職員に明るく楽しく前向きに働ける環境を整えると掲げるのであれば、やはりまずトップからというふうに思いました。知事の笑顔は、予算をかけることなく県行政

に格段の効果を生み出すはずだと思っています。職員も期待しております。一言お願いさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。

初めに、長野県の産業教育について伺います。

長野県では、少子化と人口減少が急速に進む中で、県内産業を支える人材基盤が大きく揺らぎつつあります。県内の産業構造を見ますと、精密機械や電子部品を中心とした製造業は県内総生産の3分の1を超え、農業産出額はレタス、リンゴ、ブドウなど全国上位、観光消費額は一昨年1兆円に達するなど、多様な産業が経済を支えています。

しかし、未来を支える担い手が確実に不足しつつある現実があります。製造業では、熟練技術者の大量退職が迫り、農業では高齢化と後継者不足が深刻化し、観光産業でも人材確保が喫緊の課題です。

中小企業が多い本県では、本業の傍らでの技術継承や新規事業の創出は難しく、劇的なイノベーションが生まれにくい構造的課題も抱えています。こうした中で、県立高校における商業、工業、農業の専門教育が縮小すれば、地域産業の競争力が低下し、若者が県内で働く選択肢も狭まり、さらなる人口流出という負のスパイラルを招きかねません。今こそ高等教育を、学科の維持でなく、地域産業の実態と将来の需要を見据えた形へと再構築、再編成し、地域の未来をつくる攻めの改革へとかじを切り、進めていく必要があると考えます。

全国で産業構造に応じて高校教育を再設計する動きが加速しています。青森県立五所川原農林高校での6次産業化を教育に組み込む取組は農林水産省でも紹介されているほか、静岡県立科学技術高校は、自動車、機械、ロボティクスなどで先進地である静岡県のものづくりを支えるべく、地域産業に直結した学科再編を進めています。また、県内でも、デュアルシステムの推進や観光人材の育成などの取組があります。高校教育が地域産業の成長戦略と直結し、若者の地元定着にも寄与していくものと期待されます。

長野県においても、令和11年には全国産業教育フェアが開催される予定であり、県内の産業教育を飛躍させる絶好の機会です。また、探究学習「信州学」や中学校段階のキャリア教育、不登校児童生徒への支援など学びの多様化が進む中で、産業教育を軸としたキャリア形成支援の強化が求められています。

こうした背景を踏まえ、以下5点について伺います。

少子化時代の長野県産業を担う人材育成の観点から、県立高校における商業、工業、農業の

専門教育を今後どのように再構築していく方針でしょうか。また、現在本県には高等学校の専攻科はありませんが、農業や工業の専攻科の設置について、高校再編を含めた中長期的な方針を伺います。

県内の農業科、工業科では、実習機械の更新が遅れている実情があるように聞いております。国の打ち出しているN-E.X.T.ハイスクール構想に関して、本県の県立高校の専門学科ではどのような取組を行う方針か、今後の見通しを伺います。

令和11年に長野県で開催予定の第39回全国産業教育フェアについて、現時点での準備状況と今後の体制整備について伺います。

全国産業教育フェアは、専門高校生の技能・研究成果を全国に発信する場であり、開催県では、産業界との連携強化や地域産業の魅力発信につながっています。この大会の目標をどのように設定し、県内産業教育の発展につなげていくつもりか、伺います。

県立高校における「信州学」の実施状況をどのように把握し、各校の取組を地域連携やキャリア教育の観点からどのように評価しているか、伺います。

探究の授業である「信州学」は、地域の文化、産業、歴史、自然を体験的に学ぶ探究学習であり、地域理解とキャリア形成を結びつける重要な取組です。長野県の産業構造は地域ごとに大きく異なり、農業、観光、製造地域など多様な地域性を持つため、地域産業と連携した探究学習は将来の地元での就職や地域定着に直結します。しかし、学校間での取組の差があり、産業界との連携が十分でない地域もあるように思います。「信州学」を核に産業界との協働を強化し、それを地域の人材育成につなげる施策について伺います。

高校の専門学科は、座学だけでなく、実践的な授業が多く、生徒が自分のやりたいことを見つけやすいことから、中学生が感じている多様なニーズに応える可能性があると考えます。また、不登校の児童生徒数が全国的に増加し、長野県でも同様の傾向がある中、地域産業と連携したキャリア教育は、実践的な学びを通じて自己肯定感を高め、将来の選択肢を広げる効果が期待されますが、中学校段階のキャリア教育の実施状況には差があり、高校の産業教育との接続が十分とは言えません。

中学校では、キャリア教育の中でもっと専門学科の魅力を伝え、一方で県立高校は自校の特色をもっと積極的にPRしてはどうかと考えますが、県の見解を伺います。以上を武田教育長に伺います。

次に、学校体育館のエアコン設置について伺います。

近年の猛暑は、もはや異常気象ではなく、恒常化した危機となりつつあり、学校現場における熱中症リスクは年々深刻化しています。特に、小中学校の体育館は、体育の授業、部活動、学校行事に加え、災害時には指定避難所として地域住民の生命を守る重要な施設です。

しかし、長野県の小中学校体育館の空調設備設置率は僅か4.4%。全国平均22.7%を大きく下回り、全国でも最低水準にあります。体力的にも能力的にも自身で暑さ対策を行えない小中学生への対策を優先して行うべきであり、子供たちの安全確保という教育の根幹、そして災害時の避難環境という危機管理の観点からも現状は看過できない状況です。

義務教育の公立小中学校は市町村が整備しますが、自治体の判断により整備状況に差が生じています。国は、令和6年度から15年度までの10年間、補助率2分の1の空調設備整備臨時特例交付金を創設し、体育館空調の光熱費についても普通交付税措置を行うなど、整備を後押ししています。

こうした国の制度を活用し、県と市町村が連携して整備を加速させる他地域での事例がありますが、共通するのは、市町村任せにせず、県が積極的に支援し整備を進めるという点です。既に何人かの先輩議員が学校施設の空調設備整備について一般質問で取り上げておりますが、会派の視察で下伊那の下條中学校が先行導入している停電に強いGHP、ガスヒートポンプ方式の有効性を知ったことから、今回、質問として取り上げました。

熊本県は、熊本地震の経験を踏まえ、避難所機能強化としてGHP方式の導入を推奨し、県や市町村が連携して避難所運営マニュアルに暑さ寒さ対策を明記し、エアコン等の確保をチェック項目として明文化したほか、三重県は、学校施設長寿命化計画に予防保全として空調設備整備を位置づけるなど、国の補助制度の活用を図っています。国の制度が整い、全国で整備が進む今こそ、長野県としても市町村を支援し、小中学校体育館の空調整備を加速させてはどうかと考え、以下2点について伺います。

県内の公立小中学校体育館における空調設備の整備状況と、その課題をどのように認識していますか。また、市町村が国の補助制度を活用し、体育館の空調設備の整備に積極的に取り組めるよう、県としてどのような情報提供や支援を行っていくのか、武田教育長に伺います。

各地域の公立小中学校の体育館は、災害時には最も身近な避難所として活用されることも多いと想定されるため、避難所の環境改善を進める観点からも、災害にも対応可能な空調の導入を検討してはどうかと考えます。県としてどのようにお考えか、渡邊危機管理部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には6点について質問をいただきました。

まず、長野県の産業教育について5点質問をいただきました。

県立高校における専門教育の再構築及び専攻科の設置についてでございます。

県教育委員会では、商業、工業、農業、家庭科の専門教育について、一人一人の個性や長所を伸ばすこと、また、地域産業を担う人材を育成する観点からその重要性を改めて認識しているところでございます。少子化が進む中であって、専門学科では、専門分野の基礎・基本の定

着とともに、社会の変化に柔軟に対応できる力を育てることが必要であることから、従来の専門学科の枠を超えた学びを实践する総合技術高校を各地域にバランスのよい配置となるよう再編を進めているところでございます。これらの学校において、学校ごとに共学共創コンソーシアムを設置し、地域の専門人材の活用やデュアルシステム、インターンシップなど実践的で体験的な学びを充実させることで、地域と協働しながら国内外で活躍できる産業人材を育成していきたいと考えているところでございます。

また、農業や工業の専攻科については、高校3年間の学びをさらに発展させ、より高度な専門知識・技術を学ぶ場として設置するものであり、引き続き市町村や産業界等の意見もお聞きしながら、統合新校の懇話会などを通じて、その設置について中長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、N-E.X.T.ハイスクール構想の県立高校専門学科での取組についてでございます。

N-E.X.T.ハイスクール構想は、2040年に想定される労働力の需給ギャップにより地域を支えるエッセンシャルワーカーや理系人材の不足が懸念される中、産業イノベーションを担う人材育成が急務であるとして昨年12月に成立した国の補正予算に事業費が計上され、本年2月13日に公募要領等の詳細が示されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、専門学科において、社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして必要な高度の専門性とデジタル技術活用力を兼ね備えたアドバンスド・エッセンシャルワーカーの育成が重要であると認識しております。さらに、産業界のニーズに対応した最先端の施設整備へのバージョンアップや、産業界、自治体等との連携体制の構築強化を進め、専門学科の機能強化・高度化を図ってまいりたいと考えているところでございます。このことを実現するため、地域、産業界、知事部局などと連携して事業内容を具体化し、改革を先導するパイロット校を選定して国へ申請していく予定でございます。

続きまして、全国産業教育フェアについてでございます。

全国産業教育フェアは、専門高校生等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国大会であり、ロボット競技大会や介護技術コンテスト、フラワーアレンジメントコンテスト等の競技大会も同時開催されます。開催は2日間で、全国から生徒、保護者、一般来場者を含め約5万人の来場を見込んでいるところでございます。

現在の準備状況については、他県の開催状況を視察し、それらを参考に、本県での会場の選定を行っているところでございます。また、昨年12月には、例年開催している産業教育M I R A I フェアを本大会の運営を想定して実施したところでございます。

今後は、市町村、経済団体、関係団体等で構成する実行委員会を組織し、産学官の連携によ

り大会に向けた準備を進めていく予定でございます。大会を通じて専門高校等の学びに対する県民の理解と関心を高めるとともに、新しい時代に即した産業教育の発展に資することを目指していく所存でございます。あわせて、具体的な大会の目標は、今後組織する実行委員会において設定してまいりる予定でございます。

続きまして、信州学の実施状況の把握及びキャリア教育の観点からの評価についてでございます。

信州学は、長野県の歴史や文化、自然、産業等を学ぶ本県独自の探究的な学びの総称であり、全ての県立高校で実施しております。その実施状況については、年度末に各校からの実績報告により把握しているところでございます。また、地域の課題を地元企業と共に探究する活動やインターンシップによって働く意義を学ぶ取組など、信州学を通じて地元企業への理解を深めるとともに、地域で活躍する大人の生きざまに触れる体験は生徒のキャリア形成に確かな効果を生んでいると認識しております。

県教育委員会では、信州学のテキストをデジタル化し、タブレット等から容易に利用できる環境を整えるとともに、経済団体と連携して企業協力の促進に取り組んでいるところでございます。あわせて、地域で活躍する講師の謝金や体験活動に係る費用について支援し、各校の取組が継続的に実施できるよう後押ししているところでございます。引き続き、産業界をはじめ多様な関係者と協働した学びを推進し、地域の未来を担う人材の育成につながる取組を着実に進めてまいります。

続きまして、中学校のキャリア教育の中での専門高校の魅力のPRについてでございます。

本県の専門高校では、レベルの高い特色ある取組が行われていると認識しております。例えば、南安曇農業高校では、県の環境部や安曇野市と共同し、下水汚泥肥料の利用、普及に向けた研究に取り組み、国土交通大臣賞を受賞いたしました。また、県内全ての商業高校では、合同で大学教員を招いてブランドづくりやマーケティングを学び、県内企業と連携して開発した商品を実際の商業施設で販売し、学んだ内容を実践につなげております。

一方、これらの取組が中学校の教員に十分認知されていないことを、私自身、中学校現場にいた際に強く感じたところであり、議員御指摘のとおり、専門高校の魅力を中学校の生徒や教員に伝えることは、キャリア教育の観点からも大変重要であると認識しておりまして、今後の中学校におけるキャリア教育の在り方を検討しているところでございます。

本年度、各校の特色や魅力、生徒によるPRなどをまとめた県立高校の配置図を作成し、中学校や各市町村教育委員会等に周知したところでございます。さらに、令和8年度までに全ての県立高校のホームページをリニューアルし、特に中学生や保護者が必要としている情報が分かりやすく伝わるよう改善を進めているところでございます。さらに、来年度、専門高校の取

穫祭や課題研究発表等の地域に開かれた行事を一覧で紹介する専門高校ガイドマップを作成し、全中学校宛てに配付する予定でございます。専門高校の特色を積極的に発信し、学びの魅力を中学生や教員に広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、長野県内の公立小中学校体育館の空調設備の整備状況と課題、国の補助制度の活用に向けた支援策についてでございます。

公立小中学校の施設整備は、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、体育館への空調設備の設置についても各市町村で検討されているものと承知しております。令和7年5月1日現在、県内の公立小中学校の体育館等への空調設備の設置率は4.4%となっており、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して、令和7年度は1市1町3校で整備が進められており、令和8年度は2市2町1村30校で整備が予定されております。

また、学校施設全体の老朽化が進む中、体育館等の空調設備を優先しにくいことや、断熱工事を含む施設設備に要する費用負担が大きいこと、さらに、県内には先行事例が少なく、検討が難しいことなどが課題であると認識しております。

市町村が国の補助制度を円滑に活用できるよう、県教育委員会では、施設整備に係る市町村担当者研修会での制度説明、他県における先行事例の周知や市町村からの個別の問合せへの対応といった情報提供を中心に支援を行ってまいりました。特に、令和7年度補正予算により補助上限額が引き上げられた改正については、令和7年12月の改正時に速やかに市町村へ周知したところでございます。引き続き市町村に国の動向や補助制度の改正点などの情報を分かりやすく提供するとともに、必要な相談に丁寧に対応し、体育館等への空調設備の整備が促進されるよう支援してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には避難所の環境改善としての空調導入についての質問をいただきました。

学校体育館は、収容力が大きく、避難所に指定されることが多いものの、本来長期間滞在することを前提としない施設であるため、対策が必要と考えております。そうした中、夏の暑さ対策は不可欠となっており、市町村では、既存の電源で活用可能な冷風機や、電源改修を行い、冷房効果の高いスポットクーラーを導入するなど、避難所の状況に応じた対策を行うとともに、先ほど教育長から答弁申し上げましたとおり、施設改修にも取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、企業との協定により、可搬式空調や発電機の手配が可能な体制を構築しており、市町村による施設改修に関しましても、県内外での優良事例や国の財源措置の紹介

などの取組支援を行うことで災害関連死を防ぐ体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）高校の専攻科の設置については、中長期的な視点での検討を行うとの御回答をいただきました。高校再編の議論もあります。地域一丸となって、高校などの教育関係者、地域の産業界、そして行政がしっかり話し合いを進めていくことを願っております。また、全国産業教育フェアを契機に、産業教育の再構築の取組が加速することを期待いたしまして、次の質問に移ります。

県の獣医師職員の確保について伺います。

県行政を支える専門職の中でも、行政獣医師は、畜産業の安全と県民の健康を守るという特殊で重要な役割を担っています。行政獣医師は、県内5か所の家畜保健衛生所において、家畜伝染病の予防、検査、発生時対応、農場巡回、衛生管理指導、生産性向上支援などの業務を、また、10か所の福祉保健所等で食品や生活環境の衛生管理、犬や猫の保護、譲渡、安楽死処置など、また、そのほかにも、食肉検査、動物愛護など多岐にわたる業務を休日や昼夜を分かたず行っています。近年は、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が全国的に頻発し、人獣共通感染症への懸念が高まる事案も多く、行政獣医師の役割は一層重要性を増していると言っても過言ではありません。

しかし、全国的に獣医師不足は深刻で、構造的な課題となっています。獣医学部は認可が厳しく、国公立11校、私立7校に設置されていますが、年間資格取得者は約1,000人とどまり、その多くが動物病院や製薬会社、食品関連企業など民間に就職し、公務員志望者は僅か100人程度とされています。

獣医学教育の水準の向上という視点から定員の在り方について文部科学省での議論が行われていることは承知しておりますが、獣医師確保の自治体間競争は激化していると認識しております。行政獣医師としての職責、動物の殺処分を伴う業務への心理的負担、ワーク・ライフ・バランスの難しさなども採用のハードルとなり、必要な人員を十分に確保できない状況が続く、業務の負担が増しており、土日を含む緊急対応体制を組むのも大変といった状況も伺っております。

行政獣医師の役割は今後さらに増大し、家畜防疫、食品衛生、動物愛護、災害時対応など県民の安全に直結する多くの分野で活躍が求められる現状を踏まえ、2点お伺いします。獣医師の確保について現在の採用状況を伺います。また、獣医師の確保に向けた課題と取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

行政獣医師の役割が増大していく中、このままでは必要な行政サービスが提供できなくなるおそれがあります。民間や他県も処遇改善を進めている状況を踏まえ、今後はもっと抜本的な獣医師確保対策が必要と考えますが、県としてどのように取り組むのか、阿部知事に伺います。

最後に、全県での木育の推進について質問をいたします。

先般安曇野市で開催された木育キャラバン in 安曇野では、想定を大きく上回る来場者が訪れ、木のおもちゃに触れる体験への関心の高さが改めて確認されました。

木のおもちゃは、シンプルで普遍的であるため、子供の創造性や集中力、情緒の安定に寄与することが国内外の大学や研究機関での研究により明らかになっています。木のおもちゃで遊ぶ子供は集中力の持続時間が長く、自己調整力が高い傾向がある。自然素材の玩具が創造性や問題解決力の発達を促す。木の手触りや香り、発する音などが五感を刺激し、感性が育つといったものです。

木育は、単なる遊びにとどまらず、森林への理解、地域材の活用、木工産業への関心を育む循環型の学びとして全国的に広がっています。長野県でも、木曾おもちゃ美術館、塩尻市の木育フェスティバル、北信地域の木育プログラム、県産材を使った学校家具の導入など、多様な取組があります。

昨年、伊勢神宮の式年遷宮に向けた御杣始祭が執り行われ、木曾の地から御神木として樹齢300年ほどの木曾ヒノキが切り出されました。伊勢神宮の式年遷宮は、20年ごとに社殿や神宝を新しくし、神様を新しいお宮へお移しする日本最大級の神事です。御杣始祭は、この式年遷宮において重要な儀式であり、新しく御神体を納める器となる御樋代をつくる御神木を伐採する祭典です。

宗教的なことはさておき、長きにわたって続く平和と安寧の象徴であり、木曾の森林が長年にわたり守られ、世代を超えて受け継がれてきたあかしとして、県民にとっても大きな誇りと言えます。同時に、森林を守り、木を生かし、次の世代へつなぐ長野県の歴史と文化を象徴するものとして、木育の推進は、森林県から林業県を目指す長野県の未来を形づくる重要な取組であると改めて意義を示すものです。

木曾地域には、全国でも希少な木工技術者養成機関である上松技術専門校があり、全国から学生が集まり、現在は約半数が県外出身者となっています。昭和21年の設立以来、木曾漆器、木曾家具、伝統木工技術を継承し、家具や店舗什器、建具等の製造会社や、工房、木工所などへ人材を輩出してきました。しかし、施設の老朽化が進み、実習室や寮の整備、また指導者の確保など、教育環境の整備が課題となっています。

全国的林業県では、木育と木工技術者育成を連動させ、地域産業振興の柱に据える動きが進んでいます。木育と家具産業、条例による木育の推進と森林技術センターとの連携、伝統の木

彫りと木育を組み合わせた育成などの事例に共通するのは、木育、木工技術、地域産業振興という循環を行政が明確にデザインしている点です。

上松技術専門校は、県内外から人材が集まり、技術を身につけるものの、県内に活躍できる場が少なく県外に多くが流出している現状を打破すべく、県内でも産業化が望まれます。木育の推進は、林業、木工、地域産業の再生につなげる好機であると考え、こうした背景を踏まえ、4点について伺います。

木育を地域産業振興につなげるため、家具、木工、木のおもちゃ産業との連携をどのように進めていくのか、根橋林務部長に伺います。

本県の子ども・子育て施策における木育の推進について伺います。あわせて、信州やまほいくと木育は親和性が高いと考えられますが、保育分野における取組状況について酒井こども若者局長に伺います。

上松技術専門校の施設老朽化の現状をどのように把握しているか伺います。また、同校は、木工・木育産業の振興拠点として中核を担う存在であり、整備や機能強化が重要だと考えますが、県としての認識を米沢産業労働部長に伺います。

最後に、森林資源を豊富に有する本県において、木育が県民にとって身近になることが重要であり、全県で広い意味での木育を推進すべきと考えますが、阿部知事に所感を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には県の獣医師の採用状況と確保に向けた取組についてのお尋ねでございます。

獣医師の採用状況につきましては、この2～3年、10名の募集定員に対し採用者は5～7名にとどまっております。その要因として、獣医系学生や獣医師の多くが動物病院等での犬、猫などの診療を希望していることや、行政獣医師を選択する方々も大都市圏での就労を選択する傾向にあることが考えられ、県としては、獣医系学生等に行政獣医師の魅力ややりがいを伝え、その上で本県を就職先に選んでもらうことが重要であると認識しております。

このような認識の下、県では、これまで、獣医系大学の就職説明会に職員を派遣し、行政獣医師の仕事の社会的意義ややりがいを直接PRするなどしてその魅力発信に努めてまいりました。加えて、行政獣医師を目指す方々に対して、他の自治体との差別化を図るため、令和2年度以降初任給調整手当を支給し、給与面での処遇改善を図るとともに、採用においても、採用年齢の引上げや試験回数の増加、東京都内にも試験会場を設けるなど、当県受験への門戸を広げてきたところでございますが、昨今、同様の対応を取る自治体が増え、これらの対策の効果も十分現れているとは言い難くなってきております。

そうした中、今年度から、県内行政機関などで産業動物系獣医師として働く意欲のある獣医

系学生に対し、条件付きの修学資金給付事業を開始したところであり、引き続き関係部局・団体と連携して行政獣医師の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、獣医師確保に関連して、抜本的な獣医師確保対策が必要と考えるがいかがかという御質問でございます。

行政獣医師の役割は、食の安全確保、感染症対策、家畜防疫など県民の皆様方の安全・安心な暮らしを支える基盤としてますます重要性が増大しているというふうに認識しております。その一方、採用数が募集定員に満たないという状況が続いており、大きな危機感を持っているところでございます。

先ほども健康福祉部長が御答弁申し上げたとおり、こうした認識の下で様々な確保策に取り組んできたところでありますが、全国の自治体も同様の状況でありますし、自治体、民間で獣医師確保の動きが強まっているという状況を鑑みれば、これまでの対策の強化だけでなく、御指摘のとおり抜本的な対策を考えていくことが必要になってきているというふうに考えています。県として、まずは行政獣医師の給料、処遇についてはさらなる改善を検討していきたいというふうに思っております。

また、長野県は身近なところに生き物がたくさんいる県であります。児童生徒が牛や馬、羊などに触れ合い、食や畜産に関わる獣医師の仕事に魅力を感じていただけるような機会を設けることで行政獣医師を志す子供たちが増えてくるような環境もつくっていききたいと思っております。また、我々都道府県レベルの努力だけでは限界があるような事項については、国に対して制度面等での改正、支援を強く提案、要望していきたいというふうに思っています。こうした総合的な対策でこの行政獣医師の確保にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、木育の推進について御質問をいただきました。全県での木育推進をすべきだと考えるが所感を伺うという御質問でございます。

木育は、子供から大人まで幅広い年代の方々が、木に親しみ、木の文化や価値を学ぶことにより、自然とつながる感性を育みながら、森林の大切さ、木材のよさに対する理解を深めていただく取組であり、県民に親しまれる森林づくりを進める観点からも極めて重要な取組だというふうに考えております。県内市町村におきましては、森林環境譲与税等も活用しながら、新生児に対して木のおもちゃなどを送るウッドスタート、積み木を使って身近な里山について楽しく学ぶイベントの開催、また、結婚祝いとして県産材を活用した木製品をプレゼントするといったような取組など、住民に身近な取組が着実に広がってきているというふうに受け止めて

います。

また、県としては、森林づくり県民税を活用させていただき、信州やまほいく認定園における野外活動のための環境整備であったり、学校林を活用した森林環境教育の環境整備、さらには、開かれた里山での森林の体験活動、また、保育園など子供が利用する施設への県産材の利用に対しての支援を行いますとともに、学校や地域で緑化運動に取り組むみどりの少年団活動、また、県内の小中学生が参加する木工工作コンクールなど、多くの県民の皆様方を対象に幅広く木育の支援に取り組んでいるところでございます。引き続き市町村とも連携を図りながら、子供たちを含め、幅広い県民の皆様方が、木と触れ合い、学ぶ機会を広げるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には木育関連産業との連携についてということで御質問を頂戴しております。

県では、これまで、首都圏などでの木材関連展示商談会への県内事業者、木工作家の皆さんの出展でありますとか、信州ウッドコーディネーターを通じまして、県産家具や木工の作品を一堂に集めた展示販売会の開催、また、プラスチックや金属製品から木製品への転換に挑む県内企業を取組といたしまして、県産材を使用した小学生向けの木製工作キットの開発など、こうした取組を支援することによりまして産業界との連携を進めてきております。

こうした取組に加えまして、やはり地域で木育に取り組む市町村と業界との連携を促しながら県産材を活用しました木製品の県内外への販路拡大を進め、県内の家具、木工、木のおもちゃ産業の振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には子ども・子育て施策と信州やまほいく等の保育分野における木育の取組について御質問をいただきました。

本県の豊かな自然環境を生かした木育の推進は、自然への理解を深め、木のぬくもりや手触りを通して子供の情緒や感性の育ちを支え、質の高い子育て環境の形成に寄与する有意義なものとして認識しております。県では、これまで、子ども・子育て施策において、長野県森林づくり県民税等を活用し、県産材による木のおもちゃや遊具の普及を図るとともに、保育所や児童センターなど子供の居場所の木造化、木質化を支援してまいりました。

また、信州やまほいくの認定園では、野外での様々な体験を通じて木々を含む自然や人との関わりを持つ活動が行われており、木育と高い親和性を有しております。認定園に限らず、多

くの保育所等でも木製の遊具、家具、玩具の導入、枝や木の実等を活用した遊びなど木育の理念にも沿った取組が行われております。

今後とも、県産材の利活用や信州やまほいくの普及等を進め、木育を通じた保育・子育て施策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には上松技術専門校の現状及び機能強化について御質問をいただきました。

上松技術専門校は、平成6年に現在地へ移転・新築された施設で、基本構造は鉄筋コンクリート造り、内装には木曽らしい木材をふんだんに使用した特色ある建物となっています。本年3月で竣工から32年が経過し、電気・機械設備を中心に老朽化が進んでおります。また、建築当時には想定されていなかった近年の猛暑により、冷涼な上松地域においても冷房設備の整備が不可欠であると認識しております。このため、計画的な機器更新に取り組むとともに、令和6年度からはエアコン設置に向けた設計工事を進めるなど、訓練環境の改善に努めているところです。

また、当校は、数少ない木工技術を専門的に学べる職業訓練校であり、全国的にも高く評価されています。このため、必要な機能の維持、充実に着実に進めることが重要であると認識しており、訓練機器の更新や3DCAD等のデジタル機器の導入を進めるなど、技術向上に向けた環境整備に取り組んでおります。

今後、木工産業の担い手を育成する中核的な施設として、また、木曽谷・伊那谷フォレストバレー基本構想においても地域の木材産業や伝統工芸の担い手を育成する重要な機関としての役割を果たしていくため、上松技術専門校の機能の維持強化を進めてまいります。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれに御答弁をいただきました。

木育なんですけれども、これは、単なる教育分野だけということではなくて、県民のウェルビーイングを向上させるという取組にもなりますし、本当に木育が木工技術や地域産業の振興という循環をきちんと生み出していけるような施策をぜひ取っていただきたいと思います。

産業教育、獣医師確保、木育の取組といった今回のテーマで共通しますのは、次世代を担う若い人たちが活躍する場をつくっていくことです。持続可能で元気な長野県を目指していきましょう。これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後 2 時 22 分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

西沢正隆議員。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）自由民主党県議団、長野市・上水内郡選出の西沢正隆でございます。今回で通算70回目の質問です。県政の壇上へ送っていただいた後援会をはじめ、長きにわたり御支援を賜った皆様に改めて感謝を申し上げながら、以下、質問をいたします。

最初に、憲法改正についてお聞きいたします。

自由民主党の党是は、1955年の結党以来掲げられている自主憲法の制定です。現行の占領諸法制を再検討し、国情に即した改正を行うことを目指しております。

自衛隊の明記、9条に自衛隊の根拠規定を追加。緊急事態対応、緊急事態条項の創設、大規模災害や有事の際の国家統治の枠組みを規定。合区解消、地方公共団体、参議院選挙で合区を解消するとともに都道府県の代表を選出可能にする。教育の充実、教育の機会均等や無償化の方向性などを憲法に明記。以上の4項目を中心とした憲法改正の実現に向け、国民への丁寧な説明を積極的に展開することが今回の総選挙の公約に盛り込まれていました。

憲法改正の手續として、衆議院、参議院それぞれの総議員の3分の2以上の賛成で国民に発議することができます。現在衆議院議員では自民党が3分の2以上の議席を有しています。参議院議員では野党の協力があれば3分の2以上に届く可能性があります。高市総理は憲法改正について言及しており、今後は機運が高まってくると考えます。そこで、憲法改正についての見解を知事にお聞きします。

県職員、警察職員数の現状と今後の見通しについてお聞きします。

令和7年4月現在の県職員5,742人の年齢構成は、20代以下891人、30代1,281人、40代912人、50代1,878人、60代780人であります。8年前と比べると、全体で273人減。20代以下81人増、30代476人増、40代610人減、50代561人減、60代383人増と、20代、30代は増加傾向にあります。50～60代が46%と偏った年齢構成であります。

年齢構成の偏在も課題ではありますが、早期退職者について問題意識が高くなっています。早期退職者数は、令和4年88人、令和5年96人、令和6年131人と年々増加しており、3年間で315人と、令和元年から3年の222人から93人増加しています。

平成29年6月、令和4年2月の定例会で、若手職員の退職が増加していることを問題提起し、質問をいたしました。20代から30代の早期退職者は、平成26年から28年の49人、令和元年から

3年では90人、令和4年から6年では165人と確実に増加しています。

若手職員の早期退職者増加についての質問で、今後は県として課題にしっかり向き合うという観点でも、できるだけ詳細に把握した上で具体的な対策、対応につなげていきたいと知事から答弁がありました。県では、組織風土改革「かえるプロジェクト」を実施するなど、様々な取組を実施してきていますが、早期退職者が増えるとともに、特に若手職員の退職者が増え続けていることは大きな課題であり、取組の効果が見られていません。

以上のことを踏まえて、以下、質問いたします。

県職員の年齢構成偏在の解消、早期退職者を補うための社会人経験者の選考を年3回、東京会場を含め実施してきました。若手職員の早期退職による影響と、近年の社会人経験者採用選考の効果について総務部長にお聞きいたします。

早期退職者の増加、人口減少、定年延長の現状を踏まえ、今後の職員採用計画をどのように取り組んでいくのか、総務部長にお聞きいたします。

長野県DXアクションプランに基づき、行政でのDXを一層推進するとしています。行政分野にDXを導入し、人手不足の解消につながる具体例を企画振興部長にお聞きいたします。

国家公務員や民間でも、年々若手の早期退職者が増加傾向にあります。離職率については、他県や民間と比べて長野県は突出したものではないとのことですが、長野県に就職した以上は全ての方々に定年まで勤めていただきたいと思います。

そこで、若手の早期退職者増加の状況を踏まえ、これまでの取組の検証と今後の対策について知事にお聞きいたします。

建設部の技術職員についても早期退職者が多いと聞いています。社会人経験者採用試験では、試験を簡素化するなど工夫されているようです。建設事務所に行くと、担当職員が多くの現場を抱えていることがうかがえ、入札などの遅れにも影響しているとの声も聞こえます。

そこで、技術職員の減少による影響について、また、現状を踏まえての今後の対策について、建設部長にお聞きします。

警察職員の定数は3,946人ですが、警察官は53人減、警察行政職員は54人減で、合計107人減の3,839人です。年齢構成は比較的平準化されていますが、警察官の早期退職が、令和4年86人、令和5年122人、令和6年108人と、直近3年間で316人、うち20代、30代は201人と64%を占めています。人口に対し警察官の数が少ないと言われる県内において、県民の治安を守るために定数を充足させることは県民の願いであります。

そこで、警察官の早期退職者が増加傾向にある現在、その要因をどのように検証し、今後の警察官募集に生かしていくのか。また、定数が充足されていない中、県民の治安を守るために支障はないのか。県警本部長にお聞きいたします。

県職員のコンプライアンス違反についてお聞きいたします。

教職員の不祥事については、本会議、委員会で何度もただしてきました。令和7年度6件、令和6年度9件と、以前よりは減少傾向にありますが、残念ながらゼロにはなりません。

かつて知事部局の職員の不祥事はほとんどなかったのですが、残念なことに、令和7年度9件、令和6年度7件と増加傾向にあります。処分理由としては、児童買春、セクハラ、パワハラ、酒気帯び運転、公文書偽造等で、県民の奉仕者として決してあってはならないことばかりであります。

近頃、知事、市町村長、各議員、芸能界等でもコンプライアンス違反案件が続出し、世の中でコンプライアンスの意識が高まりつつあります。また、抑止力として厳しい処分にも必要と考えます。令和6年度懲戒処分の事例で、10年以上または5年以上盗撮を繰り返していたにもかかわらず、それぞれ停職6か月、4か月の処分でありました。懲戒処分等の指針で決定されていると思われませんが、軽い処分であると考えます。被害者の気持ちを思うと、懲戒免職に値するのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、懲戒処分の基準についてとコンプライアンス違反の再発防止策について総務部長にお聞きいたします。

県職員の懲戒処分が増加傾向にある現状について知事の御所見をお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、憲法改正についての見解とのお尋ねでございます。

憲法改正の議論は、国の基本的な在り方を定め、国民生活にも直結する極めて重要な問題であるというふうに認識しています。かつて全国知事会におきましては、地方に関係する憲法上の諸課題について幅広く議論するため、憲法と地方自治研究会を設置し、地方自治の本旨の明確化や参議院の地方の府としての具体的な位置づけなどの改正草案を盛り込んだ報告書を取りまとめたこともございます。また、現在も憲法改正等の抜本的な対応による参議院の合区の確実な早期解消について継続的に国に対して訴えているところでございます。

このように、憲法には地方自治に関わる今日的な論点も含まれておりますことから、国民的な議論が深まることを期待しているところでございます。

続きまして、若手の早期退職者の増加を踏まえたこれまでの取組の検証、今後の対策という御質問でございます。

近年、若手職員の離職が増加傾向にある中、その要因を把握するため、離職した職員へのヒアリング調査を実施し、退職理由のほか、県で働き続ける上で支障となった点の把握に努めてきたところでございます。その結果、業務の多さや、その一方での裁量の少なさ、また、合意

形成に労力を要すること、これは仕事の量とか質の問題だと思います。また、家庭と仕事を両立させる働き方が難しいこと、さらには業務内容や勤務地を柔軟に選ぶにくいことなど、業務負担、働き方の柔軟性、キャリアの見通しといったような点で問題意識を持っているということが明らかになりました。こうした点が離職の要因になっているものというふうに考えております。

また、社会全体では、近年、転職を通じたキャリア形成をある意味肯定的に捉える傾向が若年層を中心に広がっているとされております。以前と比べて離職のハードル自体が低くなっている側面もあるというふうに受け止めております。

こうしたことから、私どもも、仕事の改革、働き方改革に取り組んできているところでございます。業務負担の解消に当たりましては、かえるプロジェクト等におきまして、業務の集約化や効率化、デジタル化の推進、予算編成作業の効率化など、職員の多忙感をできるだけ少なくするための取組を進めてきております。また、柔軟な働き方につきましても、今年度からは新たにフレックスタイム制を導入するなど、柔軟な勤務形態の導入に努めてきたところでございます。

今後の対応につきましても、現在策定中の職員確保・育成基本方針で方向性を示してまいりたいというふうに考えております。具体的には、志のある職員にモチベーション高く仕事に取り組んでいただくことが重要だというふうに考えており、地域課題解決のプロフェッショナルを育成するといったような方向、理念を掲げて、採用の多様化、業務スキルの向上、専門性の強化、マネジメント層の育成、また多様な人材が活躍できる職場づくり、こうしたことに総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

これまでは、県民の皆様方のためということで、ある意味県職員としての誇りややりがいでも頑張ってきた部分もあると思いますが、今後は、職員一人一人に寄り添ってその自己実現に県としてもサポートをしていくと、そういう視点も必要になってきているというふうに考えております。引き続き職員に情熱を持って県政に向き合ってもらえるような環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

最後に、3点目であります。職員の懲戒処分が増加傾向にある現状についての所感ということで御質問をいただきました。

近年の社会意識の変化等を背景にして、先ほどの御質問にも引用いただきましたように、令和7年、6年、それぞれ9件、7件ということで、少し前の状況に比べるとやや処分件数が増えてしまっているということで、この状況を我々もしっかり真摯に受け止めさせていただき、対応していかなければいけない状況だというふうに思っております。

非違行為に及んだ職員の状況を見ますと、事務処理の遅れ、生活面での課題、こうしたこと

に加えて、例えばハラスメントであったり、道路交通法の改正により従来は罰則の対象となっていなかった自転車の酒気帯びであったり、こうした社会的要請の変化に必ずしも十分対応し切れていない部分もあるのではないかとこのように思っております。

もとより、我々県としては、この法令遵守やコンプライアンスの徹底にしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますが、これは、ただ単に個人の資質の問題ということに帰するだけではなくて、やはり社会環境の変化を敏感に感じ取ることができるような組織になっていくことが必要だというふうに思いますし、そうした観点で職員の意識変革を促していきたいというふうに思っています。

引き続き問題意識をしっかり持ちながら県民の皆様方の御期待に応えられる組織となるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、若手職員の早期退職の影響と社会人経験者採用の効果についてでございます。

若手職員の離職は、貴重な労働力の喪失に加え、将来に向けて組織内に蓄積されるべき業務知識やノウハウが途切れるおそれがあり、県行政の継続性や長期的な組織運営に影響を及ぼすものと認識しております。

一方、社会人経験者の採用選考につきましては、令和6年度から試験回数を年2回から3回に増加する、東京会場での面接試験の実施、勤務地を限定する地域枠採用の導入など、受験しやすい環境の整備や受験者の裾野拡大を進め、採用者の約3割を社会人経験者が占めるまでに至っております。

これまで社会人経験者採用を行ってきたことは、職員の年齢構成の平準化に一定の成果をもたらすとともに、県組織の中では得にくい知見や実績、そして様々な職務経験を有する人材の獲得にもつながっているものと考えております。

次に、今後の採用計画についてでございます。

人口減少が進み、早期退職者の増加や定年延長により職員構成が大きく変化していく中であっても、限られた人材で持続的かつ安定した行政サービスを提供できる体制を確保していくことが重要であります。

そのためには、AIをはじめとする先端技術の活用や業務プロセスの見直しにより、一人一人がより付加価値の高い業務に注力できるよう、業務の効率化を一層進めていく必要があります。今後の採用計画については、こうした取組と歩調を合わせつつ、必要な人員を確保するため、年齢構成の平準化を念頭に置きながら計画的かつ安定的な採用に取り組んでまいります。

あわせて、若年層の職員はもとより、定年延長により勤務期間が長くなる高齢層の職員も貴重な人材であることから、引き続き組織内で意欲を持って働き続けていただけるよう職場環境の整備も進めてまいります。

3点目でございます。懲戒処分の基準についてでございますが、懲戒処分につきましては、懲戒処分等の指針に基づき、非違行為の事実を詳細に確認した上で、動機や態様、故意または過失の度合い、職員の職責、他の職員及び社会に与える影響、過去の非違行為、さらには社会の受け止め方の変化等を総合的に考慮の上、判断しているところでございまして、こうしたことを踏まえまして、今後も適切に運用してまいりたいと考えております。

コンプライアンス違反の再発の防止に向けましては、綱紀粛正通知を発出し、県組織全体に服務規律の確保を徹底したほか、9月には、コンプライアンス推進月間の取組の一環で、職場対話による不適切事案の共有を実施しております。

年明け以降は、県内10か所で主に管理監督職員を対象にハラスメント研修を実施いたしており、その際、公務員倫理についても併せて周知を徹底いたしました。また、部局長によるコンプライアンス推進本部会議や本庁課室長研修の中で、何のために業務を行っているのかを自分事として捉えることで公務員としての自覚を促すとともに、社会的なルールや意識の変化を理解することの重要性の徹底を図ったところであります。こうした取組を通じまして再発の防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には行政分野のDXにより人手不足の解消につながる取組について御質問をいただきました。

県では、人口減少下でも組織を運営していけるよう、デジタル技術を活用しながら職員の生産性向上と業務の効率化に取り組んでいます。これまで、庁内の情報システム基盤を整備し、チャットを用いたコミュニケーションの活性化、ペーパーレス化、テレワークの実施などにより多様な働き方の定着を図ってきました。

また、業務負担の軽減に向けて、定型業務の自動化であるRPA、手書き書類の文字認識・データ化、会議の自動文字起こし、手続のオンライン化などに取り組んでおります。昨年には、対話型の生成AIを導入し、文章の作成、情報の整理やアイデア出しといった日常の業務も補助しているところです。

来年度からは、DXの一環として、総務部と連携し、全庁的な業務改革であるBPRに資する取組も実施します。具体的には、行政データを用いた生成AIによる専門業務等の効率化、県公式ホームページ上での対話型AI、チャットボットによる問合せ対応業務の自動化、相

談・交渉関連業務におけるA Iによる記録作成の自動化や相談対応の質の向上、予算総合管理システム及び新たな財務会計システムの構築に伴う業務プロセスの見直しといった取組を進めていく予定です。引き続きデジタル技術を有効に活用しながら職員の生産性向上と業務の効率化に取り組んでまいります。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には建設部における技術職員の減少に関する御質問を頂戴しました。

初めに、技術職員の状況について申し上げますと、土木の技術職員は現在564名、8年前と比べて約3%の減少、建築の技術職員は90名で、約1%の減少となっております。また、直近5年間の早期退職者は10名程度で推移している状況であります。

建設部の技術職員は、公共インフラの整備、維持管理をはじめ、まちづくりや住宅対策など専門性の高い業務に幅広く対応しております。この技術職員の減少により、設計図書作成をはじめとする業務負担が増加しており、加えて、今後さらに多くの退職者が見込まれることから、地域住民等との調整や工事現場の確認、監督、大規模災害への緊急対応などコア業務への影響が懸念されます。

こうした状況においても安定的に行政サービスを提供していくためには、職員の確保育成と業務の効率化などによる職員の負担軽減を併せて進めていくことが重要と考えております。このため、職員採用試験の見直しに取り組むとともに、新たに官民合同の若手技術者研修会を開催するなど、職員の確保育成の取組を強化してまいります。

また、設計図書作成業務の外部委託やDXの活用による交渉記録の作成自動化など業務改革に取り組み、持続可能な体制構築を図ってまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には警察官の早期退職及び定数の充足に関する御質問をいただきました。

県警察における警察官の早期退職者数は、ここ数年高水準で推移し、20代、30代の退職者が全体の半数以上を占めている状況であります。早期退職者からその理由について聞き取りをしてみますと、「仕事に向いていない」や「転職のため」を挙げる人が数多く見られる状況にあります。

このことから、就職前に抱いていた警察業務に対するイメージと、時に不規則な勤務などもある現実との間にギャップが生じていることや、若い警察官の中には転職に対する抵抗感を持

たない人が増えていることなどがここ数年早期退職者数が高水準で推移していることの背景にあると分析しているところであります。

そこで、県警察では、就活生等を対象とした説明会等の場において警察業務の魅力等を強調するだけでなく、その勤務実態についても丁寧かつ具体的に説明をしたり、各警察施設で開催している仕事体験等の機会に実際に業務を体験してもらうなどして就活生等に警察への理解を深めてもらうよう努めているところであります。

続いて、定数の充足状況についてであります。令和7年4月1日時点で、警察官の条例定数が3,497人のところ実員は3,444人で、欠員数は53人、充足率は約98.5%となっております。この充足率は、都道府県警察の全国平均である約97.3%を1.2ポイント上回っておりますし、実際、交番・駐在所をはじめ警察活動の現場には必要な人員を配置することができておりますので、現時点で直ちに現場に影響が出るレベルではないと受け止めているところであります。

他方で、現下の厳しい採用情勢が続く、欠員数が拡大していった場合に、将来的に必要な人員を確保、配置できないなどの状況に陥る可能性がございますことから、引き続き効果的かつ効率的な採用募集活動に努めてまいりたいと考えております。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）それぞれ答弁をいただきました。

職員採用については約30%が社会人経験採用であるという答弁がありました。かつて私も質問させていただいたんですけども、社会人採用は県内出身者ではない人を条件に採ったほうがいいということを提案させていただきました。

それはなぜかということ、長野県の民間から社会人枠で県職員に来てしまう、地域の民間企業から社会人枠で県の職員に来るという事例が多くて、実は長野市は社会人を採るときには県外から採るということで、移住政策にもなるので県外から採ったほうがいいという提案をさせていただき、今回も比較的県外から来ているとはいうのですが、民間業者においても人手不足ということもありますので、そういったことを鑑みてできるだけ県外の方を採用、募集をします。その方が来れば、まさに移住政策にもなりますので、そんな政策も併せてやっていただければなというふうに思っています。

県庁は大体いつも夜に電気がついているんですね。これが県庁は非常に有名でありまして、大分減ってきたとは言うのですが、残業等も今後フレックスタイムを使ったりして考えていくということでもあります。ぜひそんなことで残業もできるだけ少ない形で、県議会前には特に予算編成で大変だったと思うんですが、ぜひモチベーションが上がるような形で、いろいろと知事から答弁がありました。職を辞さないように一人一人に寄り添って今後も努めていただければなというふうに思っています。

そして、コンプライアンス違反についてでございます。

教職員のコンプライアンス違反、これもずっとやってまいりまして、教育長の就任のときにも私は質問をさせていただいて、これを言わせていただきました。まずは県民の皆さんにおわびをすることが大事ではないかと。今回、残念ながら知事からそのおわびがなかったところでもあります。最高責任者として、自分の部下がこれだけ懲戒処分を起こしたということ、県議会は県民の代表でありますので、県民の皆さんに向かってまずはおわびをして答弁をしていただきたかったと私は思っています。

そういった中で、このコンプライアンス違反については、やはりゼロというのが普通です。ゼロ。今回なぜこの盗撮の話をしたかという、この懲戒処分等の指針の中では、強制わいせつ等は免職、停職または減給です。そして、公共の場所等において痴漢行為もしくは盗撮行為を行い、または人の住居等を密かにのぞき見をした職員は停職または減給なんです。懲戒処分が入っていないんです。私はこれに非常に疑問を感じております。

この盗撮に該当する職員は5年以上も盗撮を続けていたということでもあります。その間、県民の税金である給料をしっかりともらっていたということもありますので、この懲戒処分等の指針を変えることをぜひ検討していただくことを望みます。

次に、県営住宅についてお聞きいたします。

長野県県営住宅プラン2021が、令和3年に、人口減少と少子高齢化が進行する中、住宅に困窮する低額所得者の安全・安心で快適な暮らしを確保するため、市町村や関係部署との連携をさらに深め、県営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境の改善を推進する目的で策定されました。

現在、県営住宅は、1万4,408戸中9,092戸に入居し、空き家住戸数は5,316戸であります。空き家住戸数のうち募集停止や一部募集停止している政策空き家を除いた空き住戸数は約2,200戸あります。

空き住戸数は長野市で多く、柳町136戸、吉田広町55戸、駒沢新町第二63戸、柳原61戸、小市南224戸等となっています。柳町団地の住居者から、空き家が多く共益費が足りない状況で、空き家を解消してほしいとの要望を受けました。公営住宅室にも掛け合いましたが、さらに空き家が増加しているのが現状です。

柳町、吉田広町、柳原は比較的人気が高く、物価高騰で困窮する県民が増加していることを踏まえると、県営住宅の必要性がさらに増加する時期であると考えます。そこで、全体の15%に及ぶ空き住戸数の現状をどのように捉えているか。さらに、今後の空き住戸数解消に向けての対策について、建設部長にお聞きいたします。

高校再編についてお聞きいたします。

2025年の県内の中学校卒業生が1万7,327人、2035年には1万3,597人、2040年には1万261人と年々減少し、2040年には中学卒業生が現在より約7,000人減少すると予想されています。これを踏まえ、2030年以降の高校の在り方検討事業として、長野県高等学校将来像検討委員会、長野県産業教育審議会を新たに設置し、議論していくことが今議会で予算計上されています。

現在、県立高校78校、私立高校17校が県内に存在します。現在の再編実施計画が終了し、県立高校が64校となっても合計81校となりますが、このままでは高校再編が生徒の減少に追いつきません。そこで、今日までの高校再編をどのように総括しているか、また、長野県高等学校将来像検討委員会と長野県産業教育審議会に期待するところを教育長にお聞きいたします。

令和8年度から、私学高校で授業料が実質無償化されます。これまで、高校入学者選抜の募集定員については、公立8割、私立2割の比率で決められてきました。生徒数が減少する中、この公私比率を適用したままでは、多くの私立高校が維持できなくなることが推測されます。そこで、これからさらに加速する高校再編の中、私立高校の位置づけについて県民文化部長の御所見をお聞きいたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 県営住宅の空き住戸解消についての御質問にお答えいたします。

本県における県営住宅の空き住戸は、本年1月時点で2,192戸で、県営住宅プラン2021の初年度となる令和3年の1,876戸から増加傾向にあります。その要因としては、建物の老朽化や設備の陳腐化などによる入居者ニーズとの mismatch や、立地条件の悪い団地、エレベーターのない高層階の住戸の不人気などがあると捉えており、空き住戸の解消は、県有財産の有効活用の観点からも大きな課題と認識しております。

このため、県では、建て替え、リフォーム等による和室から洋室への変更やユニットバス化、エレベーターの設置など、団地、住戸の状況に応じた適切な改善事業を実施することにより県営住宅の居住環境の向上に取り組んでいるところであります。

また、退去後の空き住戸につきましては、計画的に修繕を実施するとともに、入居可能な住戸については、年2回の全県での募集に加え、各地域で随時補充の募集を行うなど、地域の実情に応じた応募機会の確保に努めているところであります。引き続きこうした取組を着実に進め、県営住宅の空き住戸解消に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校再編についてのお尋ねでございます。

現在進めております第2期再編においては、第1期再編での反省を踏まえ、地域との丁寧な意見交換を重ねながら計画を進めているところでございます。議論を通じて地域の理解を得な

がら進めているものと考えている一方、スピード感に欠けるとの御意見もいただいております。

少子化が急速に進む中、第2期再編以降においても高校再編の必要性は継続すると認識しております。このため、昨年9月に県教育委員会内にワーキンググループを設置するとともに、有識者や産業界等を対象としたアンケート調査を実施し、県境に位置する小規模校や専門高校の今後の在り方など課題整理を進めているところでございます。

長野県高等学校将来像検討委員会及び長野県産業教育審議会においては、こうしたワーキンググループで整理した課題を踏まえつつ、教育界のみならず地域や産業界など幅広い立場の方々から、これからの県立高校のあるべき姿について活発な御議論をいただく場となることを期待しております。

県立高校は、単なる学びの場にとどまらず、地域の活力維持とも密接に関わる重要な拠点であると認識しております。今後は、県立高校の果たすべき役割をより明確にし、適正な配置や規模等について、地域の将来像も踏まえ、広く県民の意見を伺いながら高校再編を進めてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には高校再編に関する私立高校の位置づけについてお尋ねを頂戴しております。

私立高校については、独自の建学の精神に基づき特色ある教育活動を展開することで、公立高校と並ぶ公教育の担い手として重要な役割を果たすとともに、県民の期待に応えていただいているものと認識しております。

私立全日制高校における募集定員総数の設定に当たりましては、私立高校の特色ある教育や長期的な経営等に配慮した上で、公立及び私立の高校がそれぞれの特徴を生かすことができるよう、公私協調の下に公私立高等学校連絡協議会において決定しております。昨年6月に開催いたしました今年度の連絡協議会では、令和11年度までの私立全日制高校の募集定員総数を3,300人程度を目安に設定し、短期的に見通しを持った経営計画の策定を可能にいたしますとともに、私立高校が一定規模を維持できるよう配慮することが了承されております。

また、今後の生徒の減少期に当たり、多様な学びの場を将来にわたって確保できるようにするため、現在、公私立高等学校連絡協議会の下部組織である急減期対策小委員会において、令和12年度以降については、既存の私立高校が存続可能な生徒数を確保する、学習ニーズの変化を考慮するの2点を基本軸に、私立高校における募集定員の新たな考え方について検討が進められております。

今後も引き続き公立及び私立高校における入学者選抜状況を情報交換する等、公私協調体制を堅持しながら、いわゆる高校無償化に伴う私立高校への進学希望者の動向も考慮した上で、

私立高校における適切な募集定員の設定について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）県営住宅については、やはり空き住戸数です。早く改築や住めるようにして県民の皆さんに提供していただくことを強く望むところであります。

高校再編については、先ほどスピード感がなかったという話がありました。丁寧にやっているのは分かるのですが、本当にこの少子化、いわゆる生徒数の減少に追いつかないというのが現状でございます。

この高校再編は、やはり覚悟を持ってやっていかなければいけないと私は思います。ぜひ今までの経験を踏まえて、今後の第3期高校再編はしっかりスピード感を持ってやっていただくことを望むところでございます。

今回は県政の課題について問題提起をさせていただきました。人口減少など時代の大転換期を迎える現在、早期に課題解決し、県民に寄り添って、県民の安全・安心の確保、幸せの向上を目指して、令和8年当初予算案1兆658億円を有効利用することを願い、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小池清議員。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）飯田・下伊那選挙区の小池です。よろしくお願いたします。

最初に、国の令和8年度予算案における商工関係の方向性を踏まえた本県の商工施策について伺いたいと思います。

国の令和8年度予算の方向性と本県商工施策の考え方につきましては、国は、令和8年度予算編成において、成長投資と危機管理投資を柱に、物価上昇を上回る持続的な賃上げと企業の生産性向上による成長型経済への転換を掲げています。

また、中小企業・小規模事業者について、価格転嫁・取引適正化の徹底、成長段階に応じた生産性向上支援、事業継承・M&A、伴走支援体制の強化などを令和7年度補正予算と令和8年度当初予算で進める方針が示されています。

そこで、国の令和8年度予算で重点的に取り組む賃上げの継続、価格転嫁、投資・生産性、事業再生、事業承継等を踏まえ、本県商工施策をどのような分野に重点化し、どの指標で成果をはかるのか。知事の基本認識を伺います。

次に、国は、重点支援地方交付金の活用も含め、地域側の機動的な支援を求めています。本県として国メニューと県施策のつなぎをどう設計するのか。方針を産業労働部長に伺います。

価格転嫁・取引適正化と賃上げ環境整備への県の関与について伺います。

国は、価格交渉促進月間、取引Gメン、取引かけこみ寺等を通じ、取引適正化の徹底を位置づけています。県内でも、原材料、エネルギー、人件費の上昇が続く中、受注側がコストを吸収し続ければ賃上げは困難であります。そこで、県として、県内企業の業種別の価格転嫁率や取引適正化に関する相談件数などを把握した上でどのように改善していくのか。現状認識と令和8年度の具体策について伺います。

次に、県の施策として、下請・委託取引の適正化に資する相談・紛争対応の強化、発注側への働きかけ、商工団体との連携をどう進めるのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

次に、特に県が直接関与できる点として、県が発注する官公需契約があります。国は官公需を含めた価格転嫁の徹底を掲げていますが、県は、予定価格の設定や契約変更の実施などに当たりどのような価格転嫁の取組を進めているのか。知事に伺います。

3番目に、生産性向上、省力化、DX投資を県内に実装する仕組みについて伺います。

国は、中堅・中小企業の成長促進や生産性向上、DX等を掲げています。しかし、現場では、制度が多く分かりにくい、申請が難しい、導入後の定着に課題があるとの声があります。そこで、国の補助・支援策の活用を前提に、県として伴走の入り口をどこまで整備するのか、ワンストップ化、専門人材の配置、商工団体、金融機関、支援機関との役割分担について伺います。また、人手不足が深刻な業種に対し、省力化投資、自動化、業務改革を重点支援する業務別のパッケージをつくる考えはあるか。伺います。

3番目に、県独自施策として国の補助に上乗せする形で、小規模企業の自己負担軽減、導入後の運用支援、データ活用、業務設計、セキュリティなどを行う考えはあるのか。以上3点を産業労働部長に伺います。

4番目に、早期の経営改善・事業再生支援の強化について伺います。

国では、早期の経営改善・事業再生を重点項目として示しています。倒れる前に支える体制がないと、地域の雇用と供給網が一気に毀損します。そこで、県として資金繰り悪化や収益力低下の兆候を早期に把握し、再生支援につなげる仕組み、金融機関との連携、専門家の派遣、事業計画策定支援などをどう強化するのか。伺います。

二つ目に、ゼロゼロ融資後の返済負担、物価高、人件費増の中で県内企業の再生案件が増えることも想像されます。令和8年度に向け、再生支援の量、質、体制、人員、予算などをどう確保するのか。以上2点を産業労働部長に伺います。

次に、食肉処理施設の閉鎖について伺います。

J A全農長野の子会社、県食肉公社が松本市島内で運営する食肉処理施設が2028年3月までに閉鎖されることに関して、生産者と阿部知事との意見交換会が、2月10日、長野市と塩尻市の会場を回線をつないで開かれました。

松本食肉処理施設は、J Aグループが朝日村へ移転を計画していましたが、採算性から断念。閉鎖後には、県内では中野市内の施設1か所となり、中野市か神奈川県など県外への輸送を余儀なくされます。養豚農家の多い南信地方を中心に負担が増えることから、県は生産者の生産性向上などの取組に向け、5年間で少なくとも30億円程度の規模の支援を想定しており、さらに、輸送経費などの支援も検討を重ねて具体化していくとしております。

この意見交換会では、生産者から、若手の担い手のために広域連携による食肉処理施設の整備を求める声が上がっております。また、食料安全保障の根幹に関わり公益性が高いとの意見や、農業高校の設備更新など人材育成の環境整備の必要性、閉鎖により職人がいなくなることや関連産業への影響などの懸念が伝えられました。

阿部知事からは、畜産業の発展に向けた思い、他県との連携や国全体での問題としての受け止めの話がありました。そこで、今後の持続的な経営の実現に向けた畜産振興並びに将来的な食肉処理施設の在り方についての知事の考えを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、国予算を踏まえた本県の商工施策の重点化とどの指標で成果をはかるかという御質問でございます。

議員御指摘のように、国が令和8年度予算で掲げております賃上げ、価格転嫁、投資・生産性向上、事業再生、事業承継、これらの分野はいずれも本県の産業競争力を高める上で重要であり、県としてもこうした国の取組を十分活用しながら対応していきたいというふうに思っております。

その上で、本県の令和8年度当初予算におきましては、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を重点項目として掲げさせていただいております。特に、成長投資の促進、賃上げが可能となる環境整備、人材の確保、育成、定着、こうしたところに力を入れて取り組むことにより、高付加価値型の経済・産業構造への転換を促進していきたいと考えております。

また、成果の把握につきましては、令和8年度当初予算案に計上した事業ごとに成果指標を設定させていただくとともに、しあわせ信州創造プラン3.0の達成目標であります労働生産性や製造業の従事者一人当たり付加価値額等によりまして施策の効果を客観的に評価していきたいと考えております。

続きまして、県の契約における価格転嫁をどう進めているのかという御質問でございます。

県の官公需契約におきます適切な価格転嫁は極めて重要だというふうに考えております。昨年11月の全国知事会におきまして、我々47都道府県知事は、地方自治体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた行動宣言を行わせていただいております。共通の行動目標に基づいて、

先進・優良事例を共有しながら、それぞれの地域の実情に応じた取組を推進し、力強く行動していくこととしているところでございます。

県の発注における取組の具体例といたしましては、原材料費や労務費の動向を踏まえ、最新の市場価格を確実に反映した適正な予定価格の設定、また、資材価格の急激な変動や労務費の上昇が生じた場合におけるスライド条項の適用などによる契約の変更、さらには、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の一層の活用などに取り組んできたところでございます。

また、来年度の当初予算編成方針におきましては、賃金・物価の上昇を適切に予算額に反映するということを明記させていただき、この当初予算におきましても適切な価格転嫁が進むように取り組んできているところでございます。引き続き事業者の健全な経営環境を確保し、着実な賃上げにつなげることができるように、県として価格転嫁実現の旗振り役として取り組んでいきたいと考えております。

最後に、3点目は、食肉処理施設に関連して、持続的な経営の実現に向けた畜産振興並びに将来的な食肉処理施設の在り方に関しての考えを伺うという御質問でございます。

まず、畜産振興でございますが、今般、畜産業の持続的な発展に向けた支援策を取りまとめさせていただきました。付加価値・生産性向上への支援をはじめ、経営規模の拡大、県産畜産物の流通拡大、ブランド価値向上、そして松本食肉施設の閉鎖に伴う影響緩和など、内容、規模共にこれまでより踏み込んだ支援策として取りまとめさせていただいたところでございます。令和8年度からの5年間を重点支援期間として位置づけ、集中的な支援によりまして、生産者が夢と希望を持って将来に向けて力強く歩み続けていただくことができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、将来的な食肉施設の在り方でございます。

小池議員の御質問にも生産者の皆さんとの意見交換の状況を援用していただきましたが、私も施設を残せるものであれば残したい思いだというお話もさせていただきながら、しかしながら、一方で、今回の松本食肉施設の移転新設に関するJAグループの検討におきましては、施設建設費の全額を行政が負担したとしても経営が成り立たないということで断念されたわけがあります。県としては、現状では県内で新たな施設を設置することは困難だというふうに考えております。

一方、食肉施設に関しましては、この稼働率、あるいは収益性の低さ等から、近隣県においても再編整備に苦慮している状況があるというふうに受け止めております。このことは、食肉処理施設については食肉流通の構造全体に関わる全国共通の問題ではないかというふうに考えております。今後、全国的な状況も把握しつつ、必要な提言、要請を国に対して行うとともに、他県とも問題意識を共有しながら対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には都合 8 件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、国メニューと県施策のつなぎをどう設計するかという御質問です。

重点支援地方交付金は、地域の実情に応じて県が制度を組み立てることができ、地域固有の課題に対応し得る有効な財源であると認識しております。

県としては、国メニューとのつなぎを、補助率や上限額の引上げにより施策効果を高めるとともに、国制度の対象外の事業者を県独自に支援し、取りこぼしを抑えてまいります。また、専門家による支援などにより、申請前の計画づくりから補助金活用後の製品開発、販路開拓までを一体的に支援し、取組の成果につなげてまいります。

次に、価格転嫁率や取引適正化に係る相談件数の現状と今後についてです。

先ほど御答弁いたしましたとおり、セミナー参加者へのアンケートでは、96.2%が価格転嫁を実現しており、価格転嫁率でも61.9%と国の値を上回っております。また、業種別では、多くの業種で価格転嫁が進む一方、小売業や飲食業などでは依然として転嫁が進みにくい状況があると認識しております。

また、取引適正化に関する相談につきましては、専門窓口「取引かけこみ寺」での対応件数が昨年度210件程度と、直近2年で1.5倍に増加しております。相談内容は、代金の支払い遅延や減額、買ったたきなどが多く、事業者の取引適正化に対する意識の高まりが背景にあると考えております。

こうした状況を踏まえ、県では価格転嫁促進アクションを展開し、セミナーを開催するほか、併せて、400名超の長野県価格転嫁サポーターを配置し、事業者への直接訪問や情報提供、ノウハウ習得支援を行い、価格転嫁の取引適正化を伴走支援してきたところです。

また、県の調査では、交渉ノウハウを学んだ事業者ほど価格転嫁率が高いことが確認できているため、令和8年度についても引き続き取組を継続強化し、サポーターのさらなる増員を図りつつ、より多くの県内企業で価格転嫁の実現と取引適正化の定着が進むよう支援を充実させてまいります。

次に、取引適正化に係る県の取組についてです。

中小企業の取引上の悩みに対応するため、国は全都道府県に取引かけこみ寺を設置し、買ったたきや一方的な代金決定などに関する相談対応、紛争解決を専門的に行っています。

県といたしましては、法令内容や相談窓口をより多くの県内企業に知っていただき、必要な際に活用いただけるよう、普及啓発に取り組んでおります。具体的には、価格転嫁促進アク

ションの一環として、発注側、受注側の双方を対象に、取引適正化法改正のポイントや禁止行為追加を解説するセミナー、個別相談会を開催。商工団体の職員を長野県価格転嫁サポーターに認定し、取引かけこみ寺の周知や法改正内容の説明など現場に寄り添った伴走支援等、相談対応の強化と取引適正化の浸透に努めてきたところです。県としては、こうした取組を継続し、発注側企業の法令遵守の徹底と委託取引の適正化の一層の推進を図ってまいります。

次に、国の支援策活用に係る各機関の役割分担についてです。

生産性向上や省力化、DX投資に活用できる国の補助金では、導入設備の仕様や必要性、導入後に目指す付加価値向上などを記載した事業計画書の作成が必須となっており、中小企業にとって申請の大きなハードルとなっていると認識しています。このため、県では、商工会、商工会議所等の支援機関、金融機関、さらには各地域振興局へ配置した国のよろず支援拠点のサテライト窓口とも連携し、まずは事業者のニーズの聞き取りを行い、自力で計画策定が可能な事業者にはよろず支援拠点が計画のブラッシュアップを支援し、計画策定が難しい事業者には県が中小企業診断士などの専門家の派遣や副業・兼業人材の活用を支援するなど、段階に応じた伴走支援を行っております。

さらに、新年度には、事業計画の作成から導入、定着までの一連のプロセスをより円滑にするため、金融機関や支援機関の職員が中小企業診断士資格を取得できるよう研修受講費を補助する新たな制度を創設するほか、専門家派遣や副業・兼業人材を活用する際の費用補助の拡充などにより、地域の支援機関が計画策定から導入まで切れ目なく伴走できる体制を強化してまいります。

次に、人手不足が深刻な業種に対する重点支援についてです。

信州未来共創戦略において、少子高齢化に伴う労働供給制約社会の到来に向けて、徹底した省力化や業務改善等により生産性を高めるため、関係機関との議論の結果、その特徴や課題によって、産業を、医療・福祉などエッセンシャル分野、建設業、交通などまち・むらづくり分野、製造業、観光業、農業、林業など稼ぐ分野の三つの分野に分類し、県、関係団体、企業等が連携して対策に取り組むこととしております。今後は、さらに細かい業種別の課題に応じた個別の支援パッケージも必要であると考えており、その方法について支援機関や業界団体の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

次に、国の補助への上乗せや導入後の運用支援についてです。

県では、国の業務改善助成金を活用した小規模事業者に対し、令和5年度から県独自の上乗せ補助を行い、自己負担の軽減を通じて生産性向上に向けた設備投資や賃上げを後押しするとともに、一定の金額以上に賃上げした場合はさらに自己負担を軽減するインセンティブを設けています。

また、設備導入後に生産性向上が着実に実現できるよう、運用面での支援も重要と考えており、このため、身近な経営課題の把握、助言を、商工会、商工会議所の経営指導員が日常的に訪問して行うほか、データ活用、業務設計の見直し、情報セキュリティーなどの高度な相談については国のよろず支援拠点を活用することを促し、さらに専門的な支援が必要な場合には、県として中小企業診断士等の専門家派遣や首都圏等のIT人材を副業・兼業人材で受け入れる際の費用補助をしております。

加えて、来年度には、国の事業として都道府県ごとに生産性向上支援センターが設置され、計画策定から実行まで伴走支援する体制が整えられます。県としても、この取組と連携し、小規模事業者の費用負担の軽減と導入した設備の効果的な運用支援がより進むよう支援を強化してまいります。

次に、県内企業の経営改善・事業再生支援の仕組み強化についての御質問です。

事業者の経営改善や事業再生の支援については、令和4年に県産業振興機構内に設置された長野県中小企業活性化協議会において、国、県、支援機関、金融機関等が連携し、弁護士や中小企業診断士などの専門家が常駐して、相談、助言や、経営改善計画、事業再生計画の策定支援を行っております。

また、事業者が抱える様々な経営課題に対する総合窓口としてながの産業支援ネットを支援機関や金融機関等と共に設立し、早期支援や経営力強化など課題解決に向けた連携支援を進めております。

議員御指摘のとおり、資金繰り悪化や収益力低下の兆候を早期に把握し、再生支援につなげる仕組みは大変重要であると考えており、令和8年度予算では、税理士等と連携し、経営悪化の予兆を早期に捉えることを目的とする国の特別保証制度を活用した県融資制度を新たに創設し、経営状況の変化を的確に把握することで、より初期の段階から事業再生につなげる支援体制を強化してまいります。

最後に、令和8年度に向けた再生支援の強化についてです。

県内の事業再生案件の動向については、いわゆるゼロゼロ融資の返済が順次始まったことなどを背景に、長野県中小企業活性化協議会への相談件数は令和6年度172件と過去最高となっています。また、複数の金融機関との調整を要する案件が増えるなど、相談内容も一層複雑化、高度化しているものと承知しております。

こうした状況を踏まえ、国と中小企業活性化協議会の体制強化の協議を進めており、今後、金融機関OBなどの専門人材を増員することで、相談対応や事業再生計画の策定支援をより手厚く行えるようにする予定です。

また、県制度融資では、金融機関等の伴走支援により再生を図る経営改善サポート資金が、

令和7年度には145件活用されております。この資金は、保証料自己負担の全額補助をするとともに、他の資金より利上げ幅を抑制しており、再生に挑む企業の資金繰り改善に寄り添った制度としております。今後も、事業者のニーズにしっかりと応えるための必要額を確保してまいります。

以上です。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）商工施策につきましては、引き続き公的な力が非常に大事な時期でございますので、しっかりとした取組をお願いいたします。

食肉処理施設につきましては、畜産に関わる若い皆さん方も大変期待しておりますし、将来の食料安全保障、また県内の農業関係の皆さん方も非常に関心を寄せておるところでございますので、引き続き県としてのお取組をお願いいたします。また、今回の5年にわたる支援には敬意を表したいと思っております。引き続きよろしくようお願い申し上げる次第でございます。

次に、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組について伺います。

リニア中央新幹線については、JR東海が、令和6年3月、2027年開業目標の断念を表明して以来、現在まで開業時期が明らかにされておられません。関係する市町村からは、開業時期の見通しが立たないことにより、住民の間で失望感や諦めの雰囲気広がっており、将来のまちづくりを進める上で可能な限り早期に開業時期が示されることが非常に重要であるとの声が上がっております。

現在、JR東海は、南アルプストネルの静岡工区の掘削工事について、着工の見通しが立たず、現時点では新たな開業時期を示すことは困難としていましたが、静岡県との協議において、河川の水利利用に影響が生じた場合にはJR東海が補償する旨の確約書が締結されるなど、水資源問題が決着したとの報道がありました。

こうした情勢を踏まえて、長野県としても可能な限り早期に開業時期を明示することをJR東海に強く求めるとともに、静岡工区の早期着工の実施に向けてさらなる取組を進める必要があると考えます。知事の対応を伺います。

次に、リニア中央新幹線を活用した広域的な発展について伺います。

南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通により、隣接地域との広域的な経済交流を拡大する絶好の機会が訪れております。この機会を捉えて、リニア開業効果を地域の活力につなげ、南信州地域における関係人口、交流人口の増加を図り、東京一極集中の是正と地域活性化を実現していくことが求められております。

そのためには、隣接する岐阜県、山梨県に加え、リニアで直接結ばれる神奈川県、愛知県とも緊密に連携し、日本中央回廊の核となる新たな経済集積圏域を形成することにより、国際競

争力を持ち、かつ他地域との差別化を図るための取組を着実に進めることが極めて重要であると考えます。また、大規模災害時のリスク対応として、国家機能の移転分散の受皿となるべく、リニア沿線地域が連携し、多極分散型国家の実現に向けた取組を進める必要があります。

そこで、リニア中央新幹線を活用した南信州の広域的発展に向けて、他地域とのさらなる連携を図り、地域における取組を加速させていくべきと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、長野県と三遠南信地域の一体的な発展について伺います。

リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会と三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会は、2月6日に定期総会を飯田市で開きました。三遠南信自動車道関連では、23年5月に貫通した青崩峠トンネルの開通時期の早期提示と早期全線開通が求められました。国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所の所長は、最難関工区とされる県境の青崩峠トンネルについて、電気設備や舗装は今年の夏までには工事の発注手続を完了させたいとの見通しを示しました。青崩峠トンネル工区の主な工事完了が近づく見通しで、所長は開通予定時期を皆さんにしっかりとお伝えできるよう工事の進捗を図るとも述べられたところでもあります。

リニア中央新幹線と三遠南信自動車道は、飯田・下伊那地域だけでなく、県と三遠南信地域の一体的な発展を目指す上でも重要な社会的基盤に位置づけられます。青崩峠トンネル工区の開通が間近となる中、阿部知事におかれましては、三遠南信経済懇談会に取り組むなどされておられますが、長野県と三遠南信地域の一体的な発展について、県の推進体制の整備及び今後どのように取り組んでいくのか。知事の考えを伺います。

次に、三遠南信自動車道の開通による南信州地域の観光振興について伺います。

三遠南信地域は、愛知県東三河、静岡県遠州、長野県南信州の57市町村で構成される地域で、面積は5,700キロ平方メートル、人口は200万人で、一つの県に匹敵する規模を有しています。

歴史的には、天竜川の水運、塩の道、秋葉街道、東海道等を通じて人や物が往来し、活発な交流が行われてきました。歴史的な交流圏を現代に再構築する広域インフラ、三遠南信自動車道は、約50キロメートルが開通し、3月には東栄インターチェンジから鳳来峡インターチェンジ間が開通予定となっており、着実に整備が進展しております。

全線開通後は、三遠南信地域の連携・交流を一層促進するとともに、産業、観光、物流を支える経済インフラとしてこの地域の発展に大きな効果をもたらすものと期待されているところです。

南信州は、南アルプス、中央アルプスの山々と天竜川の河岸段丘が作り出す雄大な自然、日本一の星空、名湯昼神温泉、郷土食やフルーツなど多彩な食文化、世界的に高い価値が認められている民俗芸能など、観光資源が豊富であります。しかしながら、国内外でその魅力の認知度や受入れ環境の整備は十分ではなく、まだまだ観光客を呼び込めていないのが実情であり

ます。

三遠南信自動車道の整備により、中京圏からのアクセスが飛躍的に向上する機会を捉え、南信州一帯を一つの大きな観光エリアと位置づけ、多彩な観光資源を効率的に周遊、滞在を促す観光地づくりが必要と考えます。

そこで、南信州の観光資源の磨き上げ、受入れ環境の整備、国内外からの誘客促進など、広域観光の促進に向けて県としてどのように取り組むのか。伺います。

また、令和8年度から宿泊税が開始されますが、制度の運用に当たっては、徴収を担う宿泊事業者の事務負担軽減を図る必要等があります。また、宿泊税が地域の稼ぐ力に還元されるよう期待されておりますが、どのように取り組むのか。以上2点を高橋観光部長に伺います。

次に、飯田運動公園多目的グラウンドの改良について伺います。

飯田サッカー協会などスポーツ団体から、運動公園は照明、駐車場等の各種関連設備が充実しており、アクセスにも優れており、この多目的グラウンドの人工芝もしくは天然芝への改良が要望されています。多目的グラウンドの改良によって様々な競技運営が円滑に実施でき、何より競技者の競技力向上への意欲が高まります。また、景観も向上し、より市民に愛される施設に生まれ変わると考えられます。

良質な環境での競技実施を求める上で、まず人工芝化が考えられます。現在の人工芝は非常に高レベルでの開発が実現されており、天然芝と全く遜色のない競技施設となります。人工芝による良質な競技環境により、競技力向上と運動への意欲が高まることが期待されております。

メリットとしては、年間を通じて天候に左右されません。均一にフラットな地面であるため、競技能力が高まります。サッカー、ソフトボールなど競技ごとにラインを常設できるため、準備に時間がかかりません。使用後に整備したりする必要もありません。また、水やり等の維持作業が必要ありません。デメリットとしては、一定期間経過すると老朽化などによる品質劣化が考えられます。

天然芝とした場合のメリットとしては、天然以上の品質はありません。天然芝で競技することは最も望ましい環境でもあります。JFA等のポット苗方式芝生化事業を利用すれば、初期投資が安価で済みます。デメリットとしては、多額な維持費がかかります。養生期間、育苗期間等が必要であり、年間約6か月は使用ができません。悪天候では使用できません。病気になったり枯れる可能性、凹凸が発生することがあります。競技ごとのラインをそのたびに引くことになり、長時間の準備時間がかかり、競技終了後の穴埋めやライン消し等の作業が必要となります。

そこで、これらのメリット、デメリットを踏まえ、飯田運動公園の多目的グラウンドの改良について建設部長に取組の考えを伺い、地域のスポーツ振興に寄与できますことをお願いした

いと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、リニア、三遠南信地域に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組について御質問をいただきました。

J R東海が開業時期の延期を表明して以降、新たな開業時期が示されていないという状況の中で、工事に伴う住環境への影響が長期化するなどの懸念が示されています。また、こうした状況は、県民の皆様方に大きな不安を生じさせる要因にもなっています。

加えて、市町村や地域の皆さんが計画的なまちづくり等を進めていく上で、この開業時期が明らかでないというのは大きな障害にもなっているというふうに受け止めております。このため、本県としては、期成同盟会やJ R東海の社長とのトップ会談におきまして、開業時期の早期の明確化をJ R東海に強く求めてきているところでございます。今後ともあらゆる機会を捉えて早期の開業時期の明確化、そして早期の開業を求めていきたいというふうに思っております。

一方、静岡工区につきましては、鈴木知事が就任されて以降スピーディーに取り組んでいくというふうに表明されて、環境保全措置に関する協議が着実に前進してきているというふうに受け止めております。水利用に関する確認事項が締結されるなど、静岡県とJ R東海の協議は着実な前進を見ていると受け止めております。

本県としては、これまで、静岡県と環境保全措置に関する情報を共有してきたところでございますが、今後は、工事に伴い、相互に対応すべき課題も生じてくる可能性があるというふうに思います。引き続き必要な連携を行って早期の開業に向けて協力をしていきたいと考えております。

続きまして、リニア中央新幹線を活用した南信州の広域的発展に向けての取組について御質問をいただきました。

リニア中央新幹線整備による時間距離短縮効果を最大化するためには、他県とも連携した取組が重要だというふうに考えております。国においては、いわゆるリニア中間駅4県、神奈川県、山梨県、岐阜県、それから本県であります。このリニア中間駅4県の取組を支援するため、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議が設置され、リニア中間駅を核とした広域の地域活性化方策が示されているところでございます。

こうした国の動きも踏まえて、本年1月、日本中央回廊の核となる新たな広域圏の形成プロジェクトをテーマとして、中間駅ができる他の3県と共同で多極分散型国家モデルとなり得るよう地域再生計画を内閣府に申請したところでございます。

この地域再生計画では、中間駅4県が国土形成計画に掲げる日本中央回廊の形成に寄与するため、リニアの整備効果を生かした新たな生活・交流と産業・仕事、さらには圏域をつなぐ観光、そしてこれらを支える交通ネットワーク、この四つの分野で連携して取り組むことといたしております。

今後とも、南信州のみならず、伊那谷全体、あるいは長野県全体を視野に入れて、また、東京から名古屋のリニア沿線各地、そして将来的には関西も含めた連携を図っていくことも念頭に置きながら地域の発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、県と三遠南信地域の一体的な発展に向けた取組について、体制の整備、今後どう取り組んでいくか所見を伺うという御質問でございます。

三遠南信地域は、長野県の南の玄関口となる南信州地域が属する本県にとって非常に重要な地域だというふうに考えております。また、人口、製造品出荷額、農業産出額は、都道府県を47並べてこの地域全体を見ると、人口でいえば14位、製造品の出荷額では6位、農産物の産出額でも8位ということで、極めてバランスの取れたポテンシャルの高い地域だというふうに考えております。

これまでも、県境を越えた一体的な地域の発展に向け、関係自治体や経済団体と連携して取組を進めてきたところでございます。直近においても、昨年9月の三遠南信経済懇談会におきましては三河港の活用等について関係者と意見交換を行わせていただき、関連して、来月、県内企業等を対象にした三河港ポートセミナー in 飯田が開催される予定となっております。

また、昨年10月に私も参加した三遠南信サミットにおきましては、人口減少時代において広域連携をさらに推進し、地域共通の課題に関係者が共に取り組んでいくことを確認したところでございます。

三遠南信地域におきましては、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通などにより、今後飛躍的な発展が期待されるわけでありまして、我々長野県としてもしっかりとこうした高速交通体系の整備を、当該地域、そして長野県の発展につなげていくということが重要だというふうに考えております。こうしたことから、南信担当の新田副知事を中心として、愛知県、それから静岡県との両県とも連携体制について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には2点御質問をいただきました。

まず、南信州の観光振興にどう取り組むかについてのお尋ねでございます。

南信州は、四季折々に見せるすばらしい景観や多様な農産物に加え、固有の民俗芸能や伝統工芸品などインバウンドにも訴求できる豊富な観光資源を有しており、長期滞在、周遊型の観

光地としての大きなポテンシャルを持つ一方で、交通アクセスの改善や旅行先としての認知度の向上などが課題であると認識しております。

こうした中で、議員から御指摘がありましたように、三遠南信自動車道の整備によって、浜松市や東三河地域など自動車保有率の高い地域からのアクセスの向上は、旅行先の選択においても非常に有利に働くものと考えております。この好機を生かすためには、地域の魅力をさらに高めるとともに、域内周遊を促進するための受入れ環境づくりを各市町村が連携して進めていくことが重要でありまして、県としても、宿泊税を活用して市町村に交付する重点交付金などによりまして、広域的に取り組む二次交通をはじめとした受入れ環境の整備について支援をしております。

また、令和9年夏の信州デスティネーションキャンペーンに向けて、来年度は、旅行会社等を対象とした南信州を巡る視察旅行の実施や都市部での商談会の開催、特設サイトでの周遊コースの発信などにも取り組んでまいります。こうしたことを通じて、南信州地域へのさらなる誘客促進を図るとともに、広域的に観光地域づくりを進める地域の連携がさらに深まるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宿泊税に係る宿泊事業者の事務負担の軽減などについて御質問をいただきました。

宿泊税の課税に当たっては、宿泊事業者が特別徴収義務者として納税者である宿泊者から税を徴収することになるため、事務負担の軽減は大きな課題であると認識しております。このため、会計、納税等の手続の軽減を図るための会計システム改修に要する経費は原則として県から全額を支援することとしているほか、税の導入を契機とした新規のシステム導入への支援も行っているところであります。

また、宿泊者に制度を御理解いただく必要があることから、ポスターやリーフレットなどの広報資材の掲示、配布を昨年末から開始したほか、県内外の主要駅でのデジタル広告やウェブ広告等についても先月から制度開始までの間、集中的に取り組んでいくこととしております。

そして、宿泊税が地域の稼ぐ力に還元されるような取組をとる点についてであります。県において宿泊税を活用する事業として、観光コンテンツの整備や周遊・滞在拠点となる宿泊施設集積地の観光まちづくり、宿泊施設の滞在環境向上の取組につきまして、意欲ある地域・事業者の支援を行い、旅行者の満足度や利便性の向上に加え、地域の稼ぐ力の向上にも取り組んでまいります。

あわせて、県が徴収する税額のおおむね半分を交付する市町村交付金によりまして、市町村や地域連携による独自の取組を支援し、施策の効果を県下に広く波及させるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には飯田運動公園多目的グラウンドについての御質問をいただきました。

当該グラウンドの改良につきましては、スポーツ団体の皆様から御要望をいただいております、県としましても、競技環境の向上という観点から、人工芝または天然芝への改良を進めていく方向で検討しているところでございます。

検討の中では、人工芝は、年間を通じて安定して利用できる一方、整備費用が高いこと、また、天然芝は、競技環境に優れ、環境負荷も小さいものの、芝生の養生による使用制限や維持管理に多くの労力と費用を要するという課題がございます。これらのメリット、デメリットを踏まえ、現行の利用状況、維持管理体制、費用などを総合的に検討し、利用者の皆様の意見を伺いながら引き続き最適な改良方法を検討してまいります。

以上です。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）リニア中央新幹線によります広域的な東京一極集中の是正と地方の中核的な都市づくり、また、三遠南信を通しまして、一つの県にも相当する新たな地域経済圏域の形成ということで、知事にはお取組に大変力強い表明をいただきました。多くの皆さん方が注目しておりますし、また、全国的に見ても東京一極集中是正の非常に代表的な例になるのではないかと思います。ぜひとも長野県を挙げてお取組みいただくことをお願いいたします。

また、それに伴いまして、現在、インバウンドを通じた観光振興等が話題になっておりますけれども、南信地域はまだまだこれからというような状況でございます。ぜひともそんな点にもしっかりと力を入れていただきますよう、観光スポーツ部長には改めてお願いをしておきたいと思っております。すばらしい認識をいただいておりますので、ぜひとも実現していただきたいと思っております。

また、スポーツ振興につきまして、建設部長には積極的なお取組の発言をありがとうございました。多くの関係者が期待しておりますので、しっかりとしたスポーツ施設が実現できますよう、また、国スポが開催される場所でもありまして、多くの住民の皆様方が注目しておる場所でございますので、併せまして、ぜひとも今後のスポーツ振興の大きな発展につながりますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時54分延会